

## 平成28年旭市議会第1回定例会会議録

### 議事日程（第1号）

平成28年3月1日（火曜日）午前10時開会

- 第 1 開 会
- 第 2 議長報告事項
- 第 3 会議録署名議員の指名
- 第 4 会期の決定
- 第 5 東総地区広域市町村圏事務組合議会議員の選挙
- 第 6 東総衛生組合議会議員の選挙
- 第 7 議案上程
- 第 8 施政方針並びに提案理由の説明
- 第 9 議案の補足説明

---

### 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 開 会
- 日程第 2 議長報告事項
- 日程第 3 会議録署名議員の指名
- 日程第 4 会期の決定
- 日程第 5 東総地区広域市町村圏事務組合議会議員の選挙
- 日程第 6 東総衛生組合議会議員の選挙
- 日程第 7 議案上程
- 日程第 8 施政方針並びに提案理由の説明
- 日程第 9 議案の補足説明

---

### 出席議員（21名）

- |    |   |   |   |    |   |   |   |   |
|----|---|---|---|----|---|---|---|---|
| 1番 | 林 | 晴 | 道 | 2番 | 高 | 橋 | 秀 | 典 |
| 3番 | 米 | 本 | 弥 | 4番 | 有 | 田 | 惠 | 子 |
| 6番 | 磯 | 本 | 繁 | 7番 | 飯 | 嶋 | 正 | 利 |

8番 宮澤芳雄  
10番 伊藤保  
12番 平野忠作  
14番 林七巳  
16番 景山岩三郎  
18番 木内欽市  
20番 林俊介  
22番 林正一郎

9番 太田將範  
11番 島田和雄  
13番 伊藤房代  
15番 向後悦世  
17番 滑川公英  
19番 佐久間茂樹  
21番 高橋利彦

---

欠席議員（1名）

5番 宮内保

---

説明のため出席した者

市長	明智忠直	副市長	加瀬寿一
教育長	刃田哲雄	病院事業 管理 行政改革 推進課長	吉田象二
秘書広報課長	飯島茂	企画政策課長	佐藤一則
総務課長	加瀬正彦	環境課長	横山秀喜
財政課長	林清明	健康管理課長	林利夫
市民生活課長	大木廣巳	子育て 支援課長	浪川昭
保険年金課長	渡邊満	商工観光課長	加瀬幸重
社会福祉課長	加瀬恭史	建設課長	大矢淳
高齢者 福祉課長	宮内隆	下水道課長	向後嘉弘
農水産課長	高木寛幸	消防長	大久保孝治
都市整備課長	川口裕司	病院事務部長	高野和彦
会計管理者	高木松夫	庶務課長	品村順一
水道課長	鈴木邦博	生涯学習課長	飯塚正志
病院経理課長	土師学	監査委員 事務局長	角田和夫
学校教育課長	石見孝男		高木昭治
体育振興課長	加瀬英志		田杭平三

農業委員會  
事務局長

岩井正和

---

事務局職員出席者

事務局長

阿曾博通

事務局次長

高安一範

---

開会 午前10時 0分

○議長（平野忠作） おはようございます。

ここで、会議を開会する前に、あらかじめご了解をお願いいたします。

市の広報及び報道関係者の取材のため、この後、本議場内の写真撮影を行いますので、ご了解をいただきたいと思います。

---

### ◎日程第1 開 会

○議長（平野忠作） ただいまの出席議員は21名、議会は成立いたしました。

これより平成28年旭市議会第1回定例会を開催いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

### ◎日程第2 議長報告事項

○議長（平野忠作） 日程第2、議長報告事項。

議長の報告事項を申し上げます。

お配りいたしました印刷物により、ご了承いただきたいと思います。

なお、本年1月20日をもって各委員会委員の選任をいたしましたので、ご報告をいたします。

---

### ◎日程第3 会議録署名議員の指名

○議長（平野忠作） 日程第3、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員の指名を行います。

4番、有田恵子議員、6番、磯本繁議員、以上の2議員を指名いたします。

---

◎日程第4 会期の決定

○議長（平野忠作） 日程第4、会期の決定。

会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。本定例会の会期は、本日から3月22日までの22日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平野忠作） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から3月22日までの22日間と決しました。

なお、お配りいたしました日程表により、会議の運営を図りたいと思っておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

---

◎日程第5 東総地区広域市町村圏事務組合議会議員の選挙

○議長（平野忠作） 日程第5、東総地区広域市町村圏事務組合議会議員の選挙。

東総地区広域市町村圏事務組合議会議員の選挙を行います。

おはかりいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平野忠作） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決しました。

おはかりいたします。議長が指名することにしたいと思っておりますので、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平野忠作） ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

指名いたしたいと思っております。

東総地区広域市町村圏事務組合議会議員に、滑川公英議員、景山岩三郎議員を指名いたします。

おはかりいたします。ただいま指名いたしました滑川公英議員、景山岩三郎議員を当選人とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平野忠作) ご異議なしと認めます。

よって、滑川公英議員、景山岩三郎議員が当選されました。

ただいま当選されました滑川公英議員、景山岩三郎議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

---

#### ◎日程第6 東総衛生組合議会議員の選挙

○議長(平野忠作) 日程第6、東総衛生組合議会議員の選挙。

東総衛生組合議会議員の選挙を行います。

おはかりいたします。選挙の方法は地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平野忠作) ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決しました。

おはかりいたします。議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平野忠作) ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

指名いたします。

東総衛生組合議会議員のうち、同組合同規約第5条第3項の規定による議員に、飯嶋正利議員、そして、米本弥一郎議員を指名いたします。同第4項の規定による議員に、林晴道議員をそれぞれ指名いたします。

おはかりいたします。ただいま指名いたしました飯嶋正利議員と米本弥一郎議員を同組合

規約第5条第3項の規定による議員の当選人に、林晴道議員を同第4項の規定による議員の当選人にそれぞれ定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平野忠作) ご異議なしと認めます。

よって、飯嶋正利議員と米本弥一郎議員を同組合規約第5条第3項の規定による議員に、林晴道議員を同第4項の規定による議員にそれぞれ当選されました。

ただいま当選されました飯嶋正利議員と米本弥一郎議員と林晴道議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選人の告知をいたします。

---

○議長(平野忠作) 市長より送付を受けております議案は、議案第1号から議案第48号までの48議案であります。配付漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平野忠作) 配付漏れないものと認めます。

議案説明のため、市長、副市長、教育長ほか関係課長等の出席を求めました。

---

### ◎日程第7 議案上程

○議長(平野忠作) 日程第7、議案上程。

議案第1号から議案第48号までの48議案を一括上程いたします。

議案第1号 平成28年度旭市一般会計予算の議決について

議案第2号 平成28年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について

議案第3号 平成28年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決について

議案第4号 平成28年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について

議案第5号 平成28年度旭市下水道事業特別会計予算の議決について

議案第6号 平成28年度旭市農業集落排水事業特別会計予算の議決について

議案第7号 平成28年度旭市病院事業債管理特別会計予算の議決について

議案第8号 平成28年度旭市水道事業会計予算の議決について

- 議案第 9号 平成27年度旭市一般会計補正予算の議決について
- 議案第10号 平成27年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について
- 議案第11号 旭市行政不服審査会条例の制定について
- 議案第12号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第13号 旭市職員の退職管理に関する条例の制定について
- 議案第14号 総合病院国保旭中央病院の地方独立行政法人移行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第15号 地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院への職員の引継ぎに関する条例の制定について
- 議案第16号 地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院に係る重要な財産を定める条例の制定について
- 議案第17号 旭市病院事業債管理特別会計条例の制定について
- 議案第18号 旭市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について
- 議案第19号 旭市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第20号 旭市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第21号 旭市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第22号 旭市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第23号 旭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第24号 旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第25号 旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第26号 旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第5項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧旭市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第27号 旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第28号 旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第29号 旭市証人等に対する費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

て

- 議案第30号 旭市東日本大震災復興交付金基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第31号 旭市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第32号 旭市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第33号 旭市出産祝金支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第34号 旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第35号 旭市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第36号 旭市交通安全対策会議条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第37号 旭市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第38号 旭市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第39号 旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第40号 旭市総合計画審議会条例を廃止する条例の制定について
- 議案第41号 旭市学校建設基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定について
- 議案第42号 旭市農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例を廃止する条例の制定について
- 議案第43号 専決処分の承認について
- 議案第44号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
- 議案第45号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
- 議案第46号 市道路線の認定について
- 議案第47号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 議案第48号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

---

◎日程第8 施政方針並びに提案理由の説明

○議長（平野忠作） 日程第8、施政方針並びに提案理由の説明。

施政方針並びに提案理由の説明を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

(市長 明智忠直 登壇)

○市長（明智忠直） おはようございます。

本日、ここに平成28年旭市議会第1回定例会を招集し、平成28年度一般会計、特別会計及び企業会計予算のほか、条例の制定等の案件についてご審議を願うことといたしました。

開会にあたり、新年度における市政運営について所信の一端を申し上げます。

初めに、総合戦略について申し上げます。

総合戦略については、総合戦略懇談会での5回の議論をはじめ、市民アンケートや地区懇談会での意見交換、さらに議会に対する説明を経て、このたび完成いたしました。

この計画は、急激な人口減少に歯止めをかけ、地域の活性化を図り、持続可能な社会の実現を目指すもので、現在の総合計画に代わる本市の新しいまちづくりの指針となるものであります。

将来都市像については、市民の誰もが将来にわたって住み続けたいと思えるまちであり、市外から訪れる人も住みたいと思うまちになることを目指して、「郷土愛からつなぐ未来 ず〜っと大好きなまち旭」といたしました。

この将来都市像の実現に向けて、地産振興、子宝育成、故郷創出、安心形成の4つの重点プロジェクトと旭市生涯活躍のまち構想を掲げ、積極的に施策を展開してまいります。

特に、生涯活躍のまち構想は、子育て世代から高齢者までの多世代が、生涯にわたり活躍できるまちを旭中央病院の周辺に創ろうとするもので、今後策定する基本計画に基づき、構想の実現に向けて取り組んでまいります。

人口減少という厳しい現実には直面している今こそ、人と人とのつながりを大事にするとともに、この総合戦略により、旭市にある「宝」に磨きをかけ、地域の魅力や特性を最大限に生かしながら、将来にわたって住み続けたいと思えるまちづくりを進めてまいります。

次に、総合戦略の中で、平成28年度に取り組む重点施策を四つのプロジェクトに沿って申し上げます。

一つ目は、「地産振興プロジェクト」であります。

初めに、道の駅「季楽里あさひ」について申し上げます。

昨年10月17日に開業した道の駅季楽里あさひは、順調に運営されており、開業から4か月で、来場者は44万5,000人を超えております。

また、季楽里あさひは、地方創生を具体的に実現できる拠点であることが評価され、国土交通省から「重点道の駅」に選定されました。

今後は、重点道の駅に選定された強みを生かして、産業振興をはじめ地域振興や観光振興に向け、引き続き積極的に活用してまいります。

次に、観光の振興について申し上げます。

旭市の魅力を全国へ発信するため、マスコミや旅行関連企業と連携し、地元産品を利用した新たな観光資源の創出や、各種観光イベントなどの旅行商品化に取り組み、観光客招致に向けプロモーション活動を展開してまいります。

また、観光イベント事業として、袋公園桜まつりが4月1日から12日までの12日間にわたり開催される予定であり、4月9日の土曜日には、本市の観光大使であります椎名佐千子さんの歌謡ショーをはじめ、様々な催しが計画されております。

このほか、「砂の彫刻美術展」「いいおかYOU・遊フェスティバル」「七夕市民まつり」の開催、サーフィン大会への支援、さらには海水浴場の開設等、海の資源を最大限に活用し、元気な旭市をPRしていきたいと考えております。

次に、こだわり旭ブランド創出支援事業について申し上げます。

この事業は、旭市産農水産物の有利販売や販路拡大をはじめ、新たな「旭の顔」となり得る農水産物の生産や加工品開発の取り組みに対し、支援を行うものであります。

商品に新たな価値を加えることで、生産者の収益の増加はもとより、市場や消費者に対する信頼確保を図るとともに、旭市産農水産物のPRにつなげてまいります。

次に、創業者等への支援について申し上げます。

産業競争力強化法に基づき、平成28年度は、市内で創業・起業を目指す方への支援を目的とする「旭市創業支援事業計画」を策定してまいります。

この計画により、市と地域の事業者の連携を強化する体制を構築してまいります。

二つ目は、「子宝育成プロジェクト」であります。

初めに、出会いの場創出事業について申し上げます。

未婚化、晩婚化の解消につながる若者の定住や後継者の結婚対策等を促進し、活力あるまちづくりを進めるため、様々な婚活イベントを開催し、出会いの場を提供できるよう支援を行うとともに、関係団体との連携を図ってまいります。

次に、少子化対策について申し上げます。

不妊に悩む夫婦に対して、特定不妊治療費の一部を助成し、治療に伴う経済的負担の軽減

を図ってまいります。

また、医師が未熟児養育医療を必要と認めた赤ちゃんが、正常な機能を得るまでに必要な入院費用を助成することで、乳児の生命保護と健康保持に努めてまいります。

出産祝金については、現在、第3子以降の出産に対して20万円を支給しておりますが、平成28年度から対象を広げ、第2子の出産に対しても10万円を支給いたします。

また、第3子以降の保育料無料化など保育料の軽減についても、引き続き実施してまいります。

さらに、平成28年度は、「親と子どもの絆プロジェクト事業補助金」を創設し、保育所や幼稚園などの幼少期に、親子や家族、地域、世代間など様々な交流の機会を提供することで、子どもの豊かな心を育ててまいります。

三つ目は、「故郷創出プロジェクト」であります。

初めに、旭市イメージアップキャラクターについて申し上げます。

「あさピー」については、平成25年4月のデビュー以降、市内外で開催された様々なイベントに参加し、大勢の来場者とふれあい、本市の様々な魅力をPRするとともに、認知度を向上するため、商品パッケージ等へのデザイン使用を推進しているところであります。

また、本日から5月31日まで「あさピーのスタンプラリー」を開催し、道の駅や刑部岬展望館などの観光施設をPRするとともに、引き続き市内外のイベントに参加し、本市の魅力をPRしてまいります。

次に、ふるさと納税について申し上げます。

ふるさと納税事業については、これまで様々な調整を行ってまいりましたが、準備が整いましたので、本日から受け付けを開始いたしました。今後も魅力ある返礼品の拡大に努めることで、旭市の魅力をPRしていくとともに、産業の振興へも結び付けていきたいと考えております。

次に、定住促進奨励金について申し上げます。

本市では、平成25年度から人口減少対策の一環として、移住を目的に新たに転入し、市内で住宅を新築・購入または中古住宅を購入した方に50万円を助成し、定住人口の確保に努めております。今後も、より多くの方に移住していただけるよう関係機関とも連携し、制度の周知に取り組んでまいります。

次に、幽学の里で米作り交流事業について申し上げます。

大原幽学ゆかりの水田を活用し、田植えから収穫までの体験を通して、市内在住者はもと

より都市住民が参加し交流を図ることで、「食の郷・旭」をPRするとともに、参加者には、作る喜び、食べる喜び、さらには農業に対する魅力を感じていただけるものと期待しております。

四つ目は、「安心形成プロジェクト」であります。

初めに、地域包括ケアシステムについて申し上げます。

高齢化が一段と進む中で、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を目指してまいります。

また、地域包括支援センターを中心に、市内の5か所に点在する在宅介護支援センターとの連携を強化し、高齢者やその家族からの相談に応じる総合相談・支援事業と見守り対策を推進してまいります。

次に、防災について申し上げます。

東日本大震災の発生から、まもなく5年が経過しようとしております。

この震災を教訓に、地震や津波といった大規模な災害に備え、市民一人ひとりが適切な避難行動がとれるよう、津波浸水想定区域を対象とした津波避難訓練を3月6日に実施いたします。

また、東日本大震災で亡くなられた方々に、謹んで哀悼の意を表すため、昨年と同様、3月11日に、千葉県と共催で東日本大震災五周年の追悼式を開催することとしております。

このほか、津波避難施設としての築山の整備や地域防災備蓄倉庫の設置など、災害に強い地域づくりに引き続き取り組んでまいります。

次に、津波避難道路について申し上げます。

飯岡地区の横根三川線については、今月中に飯岡中学校の進入路部分の240メートルの区間が完成いたします。また、旭地区の椎名内西足洗線については、測量設計業務を実施しているところであります。今後も、関係者の皆様にご理解とご協力をいただきながら、早期完成に向けて事業を進めてまいります。

次に、平成28年度の基本施策の概要を、総合戦略に掲げた4つの基本目標に沿って申し上げます。

第一は、「魅力ある雇用を創出し、安心して働けるまちづくり」であります。

初めに、農業の振興について申し上げます。

長期間にわたり交渉の続いたTPP協定が、昨年10月に大筋合意に至り、国は「総合的な

ＴＰＰ関連政策大綱」を策定し、「農政新時代」を創造していくとし、攻めの農林水産業への転換、経営安定・安定供給のための備えを柱とする対策を講じることとされております。しかし、関税の撤廃、あるいは段階的な削減は、少なからず本市の農業へも影響があるものと懸念しております。このため、今後、国・県などの動向や各種対策の情報収集に努め、生産者への速やかな対応と必要に応じた支援を行ってまいります。

水田農業については、国の経営所得安定対策により、飼料用米等による水田フル活用の取り組みを着実にいき、経営の安定を図ってまいります。

また、米価が低迷している対策としては、飼料用米での多収性専用品種の普及や収入減少影響緩和対策として実施されるナラン対策の周知を図り、安心して経営に取り組めるよう対応してまいります。

園芸については、一大産地である施設園芸をさらに強化発展させるため、生産施設の整備や省力化機械等の導入に対し、県の支援事業等の活用を推進してまいります。

農業基盤整備事業については、現在、県営事業で行われております万力Ⅱ期地区、豊和・椿海、飯岡西部地区について、早期完了に向けて関係機関と連携を図りながら進めてまいります。

また、担い手への農地の集積・集約化をさらに進めるため、農地中間管理機構の利用を促進してまいります。

次に、水産業について申し上げます。

千葉県では、飯岡漁港の施設機能が効果的に粘り強く発揮できるよう構造強化を進めるほか、航路の浚渫工事を実施する予定であります。市としても、漁港を利用する漁業者が、安心して活動できる拠点として機能するよう、県並びに漁協など関係機関と連携を図りながら事業を進めてまいります。

次に、商業の振興について申し上げます。

商業を取り巻く環境は、個人消費の低迷が続く中、依然として厳しい状況にあります。

このような中、旭市商業振興連合会では、既存商店街の振興策として、プレミアム付共通商品券発行事業のほか、商業の活性化を図るための様々な事業を展開しているところであります。市としても、商工会と連携を図りながら引き続き支援を行ってまいります。

次に、工業の振興について申し上げます。

企業誘致については、千葉県及び関係機関はもとより、地元金融機関などとも連携を図りながら、誘致活動を強力に推進してまいります。

なお、あさひ鎌数工業団地においては、1月に新たな企業立地が決定いたしました。企業名はMO I L（モイル）株式会社で、バイオ燃料製造について実証研究するプラントを10月に操業開始する予定と聞いております。今後も、地域経済の活性化と雇用の創出による若者の定住を図るため、優良企業の誘致に努めてまいります。

第二は「結婚・出産・子育ての希望がかない、誰もが生きがいを持てるまちづくり」であります。

初めに、保健事業について申し上げます。

生活習慣病の予防については、旭市健康増進計画の総合目標として掲げる「健康寿命の延伸」を目指して、がん、循環器疾患、糖尿病など生活習慣病の発症予防と重症化予防対策を推進してまいります。

また、感染症対策については、本年10月から子どもの「B型肝炎ワクチン」が定期予防接種となる見込みであることから、実施に向けて準備を進めてまいります。

次に、体育振興について申し上げます。

市民の一体感を醸成する事業として、「第7回旭市民体育祭」、「第12回旭市民駅伝大会」、「第28回旭市飯岡しおさいマラソン大会」を開催するとともに、誰でも気軽に参加できる軽スポーツの集いなどを開催してまいります。

また、「千葉県東部五市体育大会」、「日独交流事業」、「世界ジュニア卓球選手権大会男子日本代表選考会」、「千葉県高等学校駅伝大会」、「未来（あした）への道1000km縦断リレー」への支援など、スポーツ交流事業を推進し、旭市の知名度アップを図ってまいります。

体育施設については、東京オリンピック事前キャンプ地の誘致に向けた施設整備をはじめ、市民の誰もが安全で安心してスポーツを楽しむことができるよう、適切な維持管理に努めてまいります。

次に、子育て支援について申し上げます。

子ども・子育て支援新制度については、「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、順調に進捗しているところであります。平成28年度には、新しい制度のもと「あさひこひつじ幼稚園」と「うなかみ幼稚園」が認定こども園に移行し、保育も行うこととなります。これにより、増加する低年齢児の保育ニーズにも対応できるものと期待しております。

次に、旭中央病院について申し上げます。

旭中央病院の地方独立行政法人への移行については、平成27年第1回定例会において定款

及び評価委員会条例の議決をいただき、移行に向けた準備を進めてまいりました。その後、1月26日に地方独立行政法人の認可申請を行い、このたび2月29日に千葉県知事から認可がなされました。

このことにより、本年4月1日から地方独立行政法人として新たにスタートすることとなります。

なお、新たな法人の理事長として、私は吉田象二氏が適任と判断し、内示をいたしましたのでご報告申し上げます。

次に、教育行政について申し上げます。

総合教育会議については、本市の教育の方向性を示した大綱を策定するため、教育委員との協議、調整を重ねております。

大綱は、市の教育、学術及び文化の振興に必要な施策を展開する上での指針となるもので、今月中にまとめる予定としており、策定後は、この大綱のもとで教育委員会と連携しながら、さらなる教育施策の推進を図ってまいります。

次に、学校教育について申し上げます。

学校いきいきプラン事業については、子どもたち一人ひとりが、いきいきと輝く特色のある教育活動を支援するため、引き続き補助金を交付し学校教育の充実を図ってまいります。

小・中学校教諭補助員配置事業については、教諭補助員を1名増員して23名とし、国語や算数、数学など基礎学力の向上を図るとともに、通常学級に在籍して特別な支援を必要とする児童生徒への、きめ細かな指導を行ってまいります。また、小学校外国語活動に補助員3名を配置することにより、外国語活動の充実と国際教育の推進を図ってまいります。

次に、義務教育施設の整備について申し上げます。

飯岡中学校改築事業については、昨年12月に新校舎が完成し、3学期から新しい校舎での生活をスタートすることができました。なお、旧校舎の解体工事については、引き続き周辺環境に配慮しながら進めてまいります。

また、老朽化対策として行う第一中学校校舎の大規模改造工事については、先月、国から補助金の採択を受けましたので、平成28年度から2か年の継続事業として実施いたします。

このほか、屋内運動場の非構造部材の耐震化対策については、鶴巻小学校と古城小学校、さらに、国の前倒し採択を受けて繰越事業となる飯岡小学校と嚶鳴小学校の4校を実施いたします。

次に、社会教育について申し上げます。

生涯学習については、社会性や豊かな人間性を持った青少年を育むため、青少年意見発表大会や通学合宿、学校・地域・家庭との連携による地域子ども教室を開催いたします。また、生きがいを持ち新しいライフスタイルを創造するための旭シニアカレッジの開設など、幼児から高齢者まで、幅広い年齢層に合わせた各種事業を展開してまいります。

文化振興事業については、多くの市民の皆様楽しんでいただけるよう、市民参加型の事業として、音楽愛好者の相互交流と演奏発表の場となる「市民音楽祭」や、市内の各地域に伝わる郷土芸能の発表を行う「あさひのまつり」などを実施するとともに、質の高い芸術文化に触れていただくため、寄席や公演の開催など、幅広いジャンルで事業を展開してまいります。

文化財保護事業については、国指定文化財であります大原幽学遺跡史跡公園の適切な保存管理のため、国の補助事業を活用して測量業務を行うとともに、公園の保存活用計画の策定に取り組んでまいります。

第三は「ひとの定着・還流・移住の流れをつくり、人々が集うまちづくり」であります。初めに、市道の整備について申し上げます。

旭中央病院アクセス道については、平成28年度から一部で工事に着手する予定であります。全体区間の用地取得に向けて、引き続き地権者のご理解とご協力をお願いしてまいります。

また、南堀之内バイパスについても、早期完成に向けて関係地権者のご理解とご協力をお願いしてまいります。

飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業については、約900メートルが完成し、現在、飯岡バイパス北側の210メートルを施工中であります。残りの区間についても、早期完成に向けて関係地権者へのご理解とご協力をお願いしてまいります。

次に、水道事業について申し上げます。

安全で良質な水を安定して供給するため、平成27年度からの継続事業として海上配水場の配水池増池工事を行います。これにより、適正な容量の確保と自然流下区域の拡大等を図るとともに、既存の配水池についても耐震化を進め災害に強い水道システムを構築してまいります。

次に、都市計画について申し上げます。

都市計画区域の見直しについては、市民の皆様へ制度への理解を深めていただく中で合意形成を図っていくことが重要だと考えております。このため、都市計画制度について、これ

までも広報紙等で周知に努めてまいりましたが、今後は説明会などを開催して、さらに周知を図り、区域拡大などについて市民の意見を伺いながら、見直しを進めたいと考えております。

次に、下水道事業について申し上げます。

公共下水道は、平成27年度末には新たにロの新田地区3.8ヘクタールを供用開始区域に加え、事業認可区域202ヘクタール全ての面整備が完了いたします。また、加入世帯については、1,725世帯で、日量約1,750立方メートルの汚水を適正に処理しております。

次に、排水整備について申し上げます。

蛇園南地区流末排水整備事業については、これまでに、約2キロメートルが完了いたしました。現在は、県道飯岡片貝線の南側交差点部分の35メートルを施工中であります。引き続き早期完成を目指して事業の進捗を図ってまいります。

次に、住宅リフォーム補助事業について申し上げます。

市民の住居環境の向上と地域経済の活性化を図るため、市内の施工業者を利用して個人住宅のリフォームを行う場合に、費用の一部を助成する住宅リフォーム補助事業を、平成28年度から新規事業として開始します。なお、事業期間は平成30年度までの3か年を予定しております。

次に、生活環境について申し上げます。

良好な生活環境の形成については、「きれいな旭をつくる会」を中心に市民の皆様やボランティア団体等のご協力をいただきながら、ゴミゼロ運動や各種事業に取り組み、地域ぐるみで快適で住み良い生活環境の確保に努めてまいります。

次に、ごみ処理広域化推進事業について申し上げます。

ごみ処理の広域化については、東総地区広域市町村圏事務組合において、銚子市野尻町地区を広域ごみ焼却施設として、また、銚子市森戸町地区を広域最終処分場の建設計画地として、現在、環境調査などが実施されております。

また、この調査結果を踏まえ、施設計画や環境対策などをまとめ、計画地の地元住民との合意形成に向けた取り組みが進められる予定となっております。

今後も、広域ごみ焼却施設及び広域最終処分場の早期完成を目指し、銚子市、匝瑳市及び組合と連携を図りながら、ごみ処理行政に支障がないよう努めてまいります。

第四は「将来にわたって元気な地域をつくり、安全・安心で暮らしやすいまちづくり」であります。

初めに、高齢者福祉について申し上げます。

本年3月から開始した介護予防・日常生活支援総合事業では、既存の訪問型サービスと通所型サービスに加えて、地域の多様な主体による多様なサービスの充実を図ってまいります。

また、生活支援・介護予防の基盤整備に向けた取り組みとして、生活支援コーディネーターを配置し、不足するサービスや担い手の創出、ネットワークの構築等を進めてまいります。

次に社会福祉について申し上げます。

臨時福祉給付金については、平成28年度も引き続き給付することが決定し、前半と後半の2回に分けて支給することとなります。

前半は、市民税の均等割が非課税で65歳以上の高齢者に、一人当たり3万円が、後半は、市民税の均等割が非課税で65歳未満の障害基礎年金及び遺族基礎年金受給者に、一人当たり3万円が給付されます。

また、これらに加えて、前年と同様、市民税の均等割が非課税の方に、一人当たり3,000円が給付されます。

今後、支給に向けた事務を進めるとともに、申請漏れがないよう広報紙等で周知に努めてまいります。

次に、復興事業について申し上げます。

復興事業については、「復興計画」に位置づけた125の施策について、市民と行政が心をひとつにして取り組み、計画期間の最終年度である平成27年度の飯岡中学校の移転改築をもって、ほぼ計画通り実施することができました。

なお、継続中の事業については、今後、国土強靱化地域計画や総合戦略に引き継いで進めてまいります。

次に、海岸基盤整備工事について申し上げます。

千葉県が進めている海岸基盤整備工事については、旭市の海岸のほぼ全域で護岸が出来上がってまいりました。

なお、工事に着手していない一部の区間については、河川の開口部と併せて今後施工することとありますので、早期の着手と完成に向けて引き続き要望してまいります。

また、海岸保安林の減災盛土工事については、平成27年度で県と市が保有している部分が全て完成いたします。

なお、海岸市有保安林の植栽については、津波対策並びに景観向上の観点から引き続き整備してまいります。

次に、消費者行政について申し上げます。

消費者行政については、市民の消費者被害の予防や救済のため、消費生活センターの体制整備等を行ってまいりました。

今後も、社会的弱者に対する被害や多重債務者を救済するため、関係機関との連携を図るとともに消費生活相談員の能力向上や、情報提供を行い、消費者被害の防止に努めてまいります。

また、消費生活センターの体制を明確にし、消費者行政を強化していくため、本定例会に関連する議案を提案するものであります。

次に、行政改革について申し上げます。

行政改革については、第3次アクションプランに基づき、積極的に取り組んでいるところであります。

中でも、重点項目の一つとして位置づけている「公共施設等総合管理計画」については、今後の整備方針の検討や議論のための基礎資料として、インフラ施設を含めた全ての公共施設の現況までを、先月、骨子として取りまとめたところであります。

今後は、この骨子に将来の公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針を加え、議会への報告やパブリックコメントの実施を経て、本年9月の計画策定を目指してまいります。

次に、新庁舎建設について申し上げます。

本庁舎建設地については、現在「旭文化の杜公園」を建設候補地として、都市計画変更に係る手続きを進めるための資料作成や関係機関との事前協議を行っており、今後も早期の手続き完了を目指し取り組んでまいります。

また、これと並行して庁舎建設に係る事業手法や庁舎の機能等を検討するため、新庁舎建設基本計画の策定を進めてまいります。いずれの段階においても、議会や市民の理解を得ながら進めてまいりたいと考えております。

次に、債権の徴収対策について申し上げます。

市税を中心とする債権の徴収対策については、市民負担の公平性と自主財源の確保を図るため、債権所管課相互の連携を図りながら、収納率の向上と滞納額縮減を目標に、全庁を挙げて徹底した収納業務を進めてまいります。

次に、平成28年度の予算編成方針について申し上げます。

本市の財政状況は、歳入面においては、市税をはじめとした自主財源の大幅な増収は期待

できず、また、歳入総額に占める割合の最も高い普通交付税は、平成28年度から合併算定替の段階的縮減が始まることなどから、今後、歳入をめぐる環境は厳しいものと見込まれております。

歳出面においては、高齢化等の進行による社会保障関係費の増加をはじめ、人口減少対策事業、合併関連事業、災害に強い地域づくりのための復興関連事業などで事業費の増が見込まれるとともに、一般会計においては、旭中央病院の地方独立行政法人化に伴う共済費負担金の計上などを要因として、予算総額は増加する見込みであります。

このような状況の中、平成28年度の予算編成にあたっては、合併による国の財政支援の終期を見据えた歳出の見直しを進めながら、「旭市総合戦略」をはじめとした、各種主要計画に掲げる諸施策を着実に推進しつつ、本市の一体性の確立と均衡ある発展を目指すことを基本とし、一般会計の予算額を282億7,000万円としたものであります。

特別会計は、国民健康保険事業、後期高齢者医療、介護保険事業、下水道事業、農業集落排水事業、病院事業債管理の6事業で、196億8,800万円、企業会計は、水道事業の1事業で、22億559万2,000円となり、当初予算の規模を501億6,359万2,000円としたところであります。

続いて、本議会に提案いたしました各議案の提案理由を申し上げます。

議案第1号は、平成28年度旭市一般会計予算の議決についてでありまして、予算規模は、歳入歳出それぞれ282億7,000万円であります。

歳入の主なものは、1款市税に71億1,428万8,000円、9款地方交付税に88億8,000万円、13款国庫支出金に28億6,549万7,000円、14款県支出金に16億8,703万2,000円、20款市債に26億5,100万円を計上いたしました。

次に、歳出の主なものは、2款総務費に32億6,606万6,000円、3款民生費に90億6,899万7,000円、4款衛生費に40億9,171万8,000円、8款土木費に30億8,390万3,000円、10款教育費に23億9,921万3,000円、12款公債費に28億9,972万7,000円を計上したところであります。

議案第2号は、平成28年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決についてでありまして、予算の規模を、事業勘定で108億4,800万円、施設勘定で9,200万円とするものであります。

議案第3号は、平成28年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決についてでありまして、予算の規模は、歳入歳出それぞれ5億6,300万円とするものであります。

議案第4号は、平成28年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決についてでありまして、予算の規模を、歳入歳出それぞれ47億3,400万円とするものであります。

議案第5号は、平成28年度旭市下水道事業特別会計予算の議決についてでありまして、予算の規模を、歳入歳出それぞれ5億6,800万円とするものであります。

議案第6号は、平成28年度旭市農業集落排水事業特別会計予算の議決についてでありまして、予算の規模を、歳入歳出それぞれ1億2,900万円とするものであります。

議案第7号は、平成28年度旭市病院事業債管理特別会計予算の議決についてでありまして、予算の規模を、歳入歳出それぞれ27億5,400万円とするものであります。

議案第8号は、平成28年度旭市水道事業会計予算の議決についてでありまして、年度末の給水件数を1万9,890件、年間給水量を579万4,964立方メートルと見込み、事業収益を15億5,772万6,000円と予定いたしました。

議案第9号は、平成27年度旭市一般会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億7,920万円を追加し、予算の総額を294億8,020万円とするものであります。

議案第10号は、平成27年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決についてでありまして、事業勘定の歳入歳出にそれぞれ5億1,220万円を追加し、予算の総額を109億1,420万円とするものであります。

議案第11号は、旭市行政不服審査会条例の制定についてでありまして、行政不服審査法の全部改正に伴い、新たに設置することとされた行政不服審査会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものであります。

議案第12号は、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでありまして、行政不服審査法の全部改正に伴い、異議申立てが廃止され審査請求に統一されること等について、関係する条例を一括して改正するものであります。

議案第13号は、旭市職員の退職管理に関する条例の制定についてでありまして、地方公務員法の一部改正に伴い、退職した職員に対し再就職情報の届け出をさせること等により退職管理の適正を確保するため、条例を制定するものであります。

議案第14号は、総合病院国保旭中央病院の地方独立行政法人移行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでありまして、4月1日の旭中央病院の地方独立行政法人移行に伴い、関係する条例の改正及び廃止を行うものであります。

議案第15号は、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院への職員の引継ぎに関する条例の制定についてでありまして、地方独立行政法人法第59条第2項の規定により、3月31日をもって退職する職員を除き、現在の職員の全員を法人へ引き継ぐため、必要な事項を定める

ものであります。

議案第16号は、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院に係る重要な財産を定める条例の制定についてでありまして、地方独立行政法人法第6条第4項及び第44条第1項の規定により、議会の議決を必要とする財産の処分について、必要な事項を定めるものであります。

議案第17号は、旭市病院事業債管理特別会計条例の制定についてでありまして、旭中央病院の地方独立行政法人への移行後の地方債の償還及び借入に関する特別会計を新たに設置するため、必要な事項を定めるものであります。

議案第18号は、旭市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定についてでありまして、消費者安全法の一部改正に伴い、センターの組織及び運営等に関し、必要な事項を定めるものであります。

議案第19号は、旭市行政組織条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、条例で規定する各課の所掌事務について、所要の改正を行うものであります。

議案第20号は、旭市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について、議案第21号は、旭市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、旭中央病院について地方独立行政法人への移行後も引き続き条例の適用を受ける機関として位置づけるとともに、行政不服審査法の全部改正に伴い条例を改正するものであります。

議案第22号は、旭市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第23号は、旭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、どちらも地方公務員法の一部改正に伴い所要の改正を行うものであります。

議案第24号は、旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第25号は、旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第26号は、旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第5項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧旭市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、いずれも職員の給与改正に合わせて所要の改正を行うものであります。

議案第27号は、旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてでありまして、地方公務員法の改正並びに人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告の趣旨に基づき、所要の改正を行うものであります。

議案第28号は、旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

の制定についてでありまして、今般、新たに設置する行政不服審査会の委員報酬額を追加する等、所要の改正を行うものであります。

議案第29号は、旭市証人等に対する費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、農業委員会等に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第30号は、旭市東日本大震災復興交付金基金条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、国の復興交付金事業等の実施期間が平成32年まで延長されたことから、所要の改正を行うものであります。

議案第31号は、旭市税条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、地方税法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第32号は、旭市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、江ヶ崎児童遊園及び上永井児童遊園を廃止するため、所要の改正を行うものであります。

議案第33号は、旭市出産祝金支給条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、少子化対策の一環として、出産祝金の支給対象を拡大するため、所要の改正を行うものであります。

議案第34号は、旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、介護認定審査会委員の定数増員及び介護保険料減免の申請期限を延長する等、所要の改正を行うものであります。

議案第35号は、旭市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第36号は、旭市交通安全対策会議条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、委員の定数及び任期等について見直しを行うため、所要の改正を行うものであります。

議案第37号は、旭市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、土壌の汚染を未然に防ぎ、埋立て事業のより一層の適正化を図るため、所要の改正を行うものであります。

議案第38号は、旭市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、飯岡横田会館を廃止するため、所要の改正を行うものであります。

議案第39号は、旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、対象火気設備等の基準を定める省令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第40号は、旭市総合計画審議会条例を廃止する条例の制定についてでありまして、総合計画の廃止に伴い、条例を廃止するものであります。

議案第41号は、旭市学校建設基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定についてでありまして、飯岡中学校の建設に基金を充当し残高がなくなるため、条例を廃止するものであります。

議案第42号は、旭市農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例を廃止する条例の制定についてでありまして、農業委員会等に関する法律の改正により、農業委員の選挙制度が廃止されたため、条例を廃止するものであります。

議案第43号は、専決処分の承認についてでありまして、旭市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、番号法及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴い専決処分したため、承認を求めるものであります。

議案第44号及び議案第45号は、和解及び損害賠償の額を定めることについてでありまして、議案第44号は、三川地先における排水路整備工事に起因する地盤変動による家屋等への損害について、議案第45号は、消火活動中の消防ホース破損による人身事故について、それぞれ地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第46号は、市道路線の認定についてでありまして、津波避難道路の整備に伴う1路線、道路の所管替えに伴う4路線及び宅地造成により市に帰属された3路線を認定するにあたり、議会の議決を求めるものであります。

議案第47号及び議案第48号は、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてでありまして、現委員のうち平成28年6月30日をもって任期満了となる委員について、後任の委員候補者を法務大臣に推薦するにあたり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

私は、林若枝氏及び多田恭子氏が適任であると考え、提案するものであります。

以上、新年度を迎えるにあたり、市政運営に対する基本的な考え方をお示しし、重点的に取り組む施策の概要とともに今回提案いたしました各議案の趣旨をご説明いたしました。

詳しくは事務担当者から説明し、また、ご質問に応じてお答えいたしますので、何とぞご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平野忠作） 施政方針並びに提案理由の説明は終わりました。

ここで11時20分まで休憩いたします。

休憩 午前11時 6分

再開 午前11時20分

○議長（平野忠作） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎日程第9 議案の補足説明

○議長（平野忠作） 日程第9、議案の補足説明。

議案の補足説明を求めます。

議案第1号について、財政課長、ご登壇ください。

（財政課長 林 清明 登壇）

○財政課長（林 清明） 議案第1号、平成28年度旭市一般会計予算の議決について、補足説明を申し上げます。

予算書をご用意ください。

予算の内容について、前年度と比較しながら、主なものを説明いたします。

1ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算の総額を282億7,000万円と定めるもので、対前年度比8億9,000万円、3.3%の増となりました。

第2条の債務負担行為と第3条の地方債につきましては、後ほど説明いたします。

第4条は、一時借入金の限度額を20億円と定めるものです。

第5条は、歳出予算中、各項の間で流用できる経費を、給料、職員手当等及び共済費と定めるものです。

次の2ページから8ページまでは、歳入歳出予算ではありますが、これらの内容につきましては、11ページ以降の事項別明細書の中で説明いたします。

9ページ、お願いいたします。

第2表、債務負担行為です。

表の1番目から7番目までは、例年設定している農業・漁業・中小企業及び東日本大震災

にかかる利子補給と損失補償について、一番下は中学校大規模改造事業について、それぞれ記載のとおり、期間と限度額を設定するものであります。

10ページ、お願いいたします。

第3表、地方債です。

起債の目的と限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めるもので、総額として、26億5,100万円を計上しております。

次の11ページ、12ページは、歳入歳出予算事項別明細書の総括ですので説明は省略いたします。

13ページ、お願いいたします。

1款市税のうち、1項1目個人市民税は、対前年度比1.6%の増で、28億7,403万9,000円を、2目法人市民税については、対前年度比1.3%の減で、4億2,572万5,000円、2項1目固定資産税は、土地、家屋、償却資産、ともに増収と見込み、対前年度比1.9%の増で、28億3,448万7,000円を見込みました。

14ページをお願いいたします。

3項1目軽自動車税は、対前年度比10.3%の増で、1億6,868万7,000円を、4項1目市たばこ税は、対前年度比0.4%の減で、5億5,383万3,000円を見込みました。

15ページ、下の方をお願いいたします。

2款地方譲与税から9款地方交付税までにつきましては、地方財政計画や県の推計などを考慮して見込んだものであります。

主なものを申し上げます。

2款1項地方揮発油譲与税は、対前年度比9.7%の減で、8,400万円を見込みました。

17ページ、お願いいたします。

6款地方消費税交付金は、対前年度比5.9%の増で、11億6,500万円、7款自動車取得税交付金は、対前年度比77.8%の増で、8,000万円を見込みました。

18ページをお願いいたします。

9款地方交付税です。このうち普通交付税は、合併算定替えの縮減などから1億円の減、特別交付税は、震災関連分を増と見込んだことなどから、交付税全体では対前年度比0.2%の減で、88億8,000万円を見込みました。

22ページをお願いいたします。

13款国庫支出金ですが、1項1目民生費国庫負担金については、15.1%の増です。これは、

1 節社会福祉費国庫負担金で、説明欄 4 の保険基盤安定負担金が5,825万9,000円の増となったことなどにより、全体で前年度比9,296万3,000円の増となったこと、3 節児童福祉費国庫負担金のうち、説明欄 5 の子どものための教育・保育給付費負担金 2 億2,119万4,000円の新規計上によるものです。

23ページです。

2 項 1 目総務費国庫補助金は、対前年度比46.8%の増となっていますが、これは、説明欄 2 社会保障・税番号制度システム整備費補助金で927万5,000円の増と、説明欄 3 個人番号カード交付事業費補助金の新規計上によるものです。

2 目民生費国庫補助金は、対前年度比55.0%の減となっております。

減の主な理由は、1 節社会福祉費国庫補助金の説明欄 4 年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費補助金2,700万円の新規計上はあるものの、説明欄 3 臨時福祉給付金給付事業費補助金の減や、2 節児童福祉費国庫補助金において、子育て支援新制度により、民間保育園等に対する国庫補助金が、1 項 1 目 3 節の児童福祉費国庫負担金へ計上され、対前年度比 1 億9,822万3,000円の減となったことなどによるものであります。

3 目衛生費国庫補助金は、対前年度比23.8%の減となりました。

減の主な理由は、説明欄 2 循環型社会形成推進交付金111万7,000円の減によるものです。

4 目土木費国庫補助金は、対前年度比10.3%の減となっています。

主な理由は、1 節道路橋梁費国庫補助金、説明欄 1 社会資本整備総合交付金が、対前年度比2,915万円減となったことによるものです。

24ページをお願いいたします。

5 目教育費国庫補助金は、対前年度23.0%の減となっています。

減の主な理由は、2 節小学校費国庫補助金と、3 節中学校費国庫補助金の中で、ともに説明欄 1 になりますが、学校施設環境改善交付金に係る事業が、それぞれ減となったことによるものです。

25ページをお願いいたします。

3 項委託金は、合計で対前年度比5.4%の減で、2,180万6,000円を見込みました。

減の主な理由は、昨年度まで教育費委託金に計上されていた緊急スクールカウンセラー等派遣事業委託金を、2 項 5 目 1 節の教育総務費補助金へ移行して計上することになったためであります。

14 款県支出金ですが、1 項 1 目民生費県負担金は22.1%の増で、主な理由は、1 節社会福

社費県負担金の説明欄 3 保険基盤安定負担金が、国民健康保険税の軽減世帯数の増などにより、4,939万4,000円、20.6%増となったことや、26ページにあります 3 節児童福祉費県負担金、説明欄 4 子どものための教育・保育給付費負担金が、国庫負担金同様、子育て支援新制度により 1 億2,682万1,000円を計上したことによるものです。

2 目衛生費県負担金は25.9%の増で、これは、説明欄 1 養育医療費負担金の増によるものです。

2 項 1 目総務費県補助金は、説明欄 1 防犯カメラ設置事業補助金100万円を新規計上するものであります。

2 目民生費県補助金は30.6%の減で、主な理由は、27ページになります。

3 節児童福祉費県補助金において、国庫補助金と同様に、子育て支援新制度により、民間保育園等に対する「県補助金」を「県負担金」へ移行して計上することとなったためであります。

3 目衛生費県補助金は6.7%の減で、主な理由は、説明欄 2 生活排水対策浄化槽推進事業費補助金の減によるものであります。

4 目農林水産業費県補助金は6.0%の増で、主な理由は、28ページになります。

説明欄 3 水田自給力向上対策事業補助金400万円の増と、説明欄14農地集積対策交付金1,350万円の増などによるものです。

29ページをお願いいたします。

5 目商工費県補助金は55.4%の減で、主な理由は 2 節観光費県補助金985万2,000円の減によるものです。

7 目消防費県補助金は42.7%の減で、説明欄 1 消防防災施設強化事業費補助金642万3,000円の減によるもの、8 目教育費県補助金は91.1%の減で、これは主に、大原幽学遺跡内、旧林家改修工事の終了に伴うものであります。

3 項 1 目総務費委託金は、選挙費委託金や統計調査委託金などの増減により、7.3%の増となっております。

30ページをお願いいたします。

2 目民生費委託金は39.4%の減で、主な理由は、2 節災害救助費委託金84万円の減によるものです。

33ページをお願いいたします。

17款 2 項 1 目財政調整基金繰入金については、今年度の計上しておりません。

2目庁舎整備基金繰入金は、2,400万円を計上しております。

3目災害復興基金繰入金は、対前年度比7,928万2,000円減で、2億3,526万8,000円を計上いたしました。

34ページをお願いいたします。

4目東日本大震災復興交付金基金繰入金は、対前年度1億155万2,000円減の4億6,248万1,000円を、5目地域振興基金繰入金は、対前年度比1億3,457万2,000円増の1億7,617万3,000円を、18款繰越金は、対前年度1億円増の5億円を計上いたしました。

36ページをお願いいたします。

19款5項4目旭中央病院共済費6億6,573万2,000円は、旭中央病院の地方独立行政法人化に伴い、病院分の共済組合負担金が市を経由して共済組合に支払われることとなるため、その病院負担額を本科目で計上するものであります。

37ページをお願いいたします。

20款市債は、全体では2,290万円の減となっています。

1目衛生債は、水道事業一般会計出資債を計上しています。

2目農林水産業債は農業基盤整備事業債、農業水利施設改修事業債を計上しています。

3目土木債は、4億9,230万円の大幅な増となっており、主な理由は説明欄1蛇園南地区流末排水整備事業債から次ページの説明欄4までの各事業債の増と、説明欄5冠水対策排水整備事業債の新規計上によるものです。

38ページをお願いいたします。

4目消防債は、説明欄1消防施設整備事業債・防火水槽、説明欄3常備消防自動車分の増と、新規に説明欄6防災基盤整備事業債を計上したことから4億890万円の大幅な増、5目の教育債は、飯岡中学校改築事業の終了により3億9,980万円の減、6目臨時財政対策債は7.0%の減を計上いたしました。

以上で、歳入の説明を終わります。

続いて、歳出につきまして、主な事業を説明いたします。

40ページ、お願いいたします。

1款1項1目議会費は、対前年度比1,777万5,000円減の2億4,135万5,000円を計上いたしました。

次に、2款総務費です。

少し飛んで、53ページをお願いいたします。

2目人事管理費は、171.6%の大幅な増を見込んでおります。

主な理由は、55ページになります。中ほどですが、説明欄3 一部事務組合等負担金、千葉県市町村職員共済組合負担金、旭中央病院分、6億6,573万2,000円の新規計上によるものであります。

57ページをお願いいたします。

4目財政管理費は12.8%の減で、主な理由は、58ページになります。説明欄3の東日本大震災復興交付金基金積立金270万3,000円の減などによるものです。

60ページをお願いいたします。下の方になります。

7目企画費は92.3%の減で、主な理由は道の駅施設整備事業の完了によるものです。

少し飛んで、65ページをお願いいたします。

8目電子計算費は9.7%の減で、主な理由は、66ページになります。説明欄2 電算システム運用事業の事務機器賃借料等の減によるものであります。

69ページをお願いいたします。

10目地域振興費は15.6%の増で、主な理由は、70ページになります。説明欄6 コミュニティバス等運行事業の、また飛んで71ページにあります。18節備品購入費にバス車両1台の購入費を新規計上したことによるものです。

11目庁舎建設費は、2,327万4,000円の増で、主な理由は72ページにあります。13節調査・設計委託料で、新庁舎建設基本計画策定業務委託料等の新規計上によるものです。

少し飛んで、76ページをお願いいたします。

2目賦課徴収費は34.3%の増で、主な理由は、説明欄1の調査賦課事務費のうち、13節委託料で、77ページにあります。次回の評価替えのための不動産鑑定委託料の増によるものです。

78ページをお願いいたします。

3項1目戸籍住民基本台帳費は16.7%の増で、主な理由は79ページにあります。14節使用料及び賃借料に、戸籍システムの事務機器賃借料等を電算システム運用事業から移行したためであります。

次に、81ページをお願いいたします。一番下です。

4項3目参議院議員選挙費の計上と、飛んで83ページ、同項の4目千葉県知事選挙費については、全体のうち平成28年度執行分を計上したものであります。

少し飛んで、86ページをお願いいたします。これも一番下です。

5項2目委託統計調査費は85.3%の減で、主な理由は、昨年度計上された国勢調査費の減によるものであります。

92ページをお願いします。

3款の民生費です。

1項1目社会福祉総務費は減で、主な理由は96ページをお願いいたします。説明欄11臨時福祉給付金給付事業の減によるものであります。

97ページをお願いいたします。

2目障害者福祉費は増で、主な理由は、少し飛んで、102ページ、説明欄11の自立支援給付事業で、扶助費の増によるものです。

103ページをお願いいたします。

4目国民健康保険費は増で、主な理由は、説明欄2国民健康保険事業特別会計繰出金の増によるものであります。

106ページをお願いいたします。

2項2目後期高齢者医療費は増で、主な理由は107ページになります。説明欄3後期高齢者医療特別会計繰出金の増によるものであります。

3目生活支援費は減で、主な理由は、法改正により、介護予防に関連する事業の一部を介護保険事業特別会計へ移行することとしたためであります。

110ページをお願いいたします。

3項1目児童福祉総務費は46.1%の増で、主な理由は112ページをお願いいたします。説明欄5、第2子以降へ支給要件を拡大した出産祝金支給事業2,045万円の増と、113ページ、説明欄9認定こども園施設型給付事業2億4万円の新規計上、それから、115ページ、一番下になります説明欄15親と子どもの絆プロジェクト事業232万4,000円の新規計上などによるものです。

118ページをお願いいたします。

5目障害児福祉費は43.9%の増で、主な理由は、説明欄1障害児通所支援事業の扶助費の増によるものであります。

少し飛んで、123ページをお願いいたします。

4項2目扶助費は増で、これは主に説明欄1の生活保護扶助費が増となったことによるものです。

次に、4款衛生費になります。126ページをお願いいたします。

1項1目保健衛生総務費は、23億9,086万6,000円と大幅な増となっておりますが、その主な理由は、少し飛んで、132ページをお願いいたします。説明欄11旭中央病院負担金23億9,638万6,000円の新規計上でありまして、これまで13款諸支出金の病院事業会計繰出金で支出していたものを、旭中央病院の独法化に伴い、病院への負担金として衛生費から支出することとなったためであります。

少し飛んで、138ページをお願いいたします。

4目環境衛生費は増で、主な理由は、説明欄2環境衛生事務費、139ページになります19節の東総地区広域市町村圏事務組合負担金の増や、140ページにあります説明欄4環境衛生対策推進事業の18節備品購入費として、汚泥吸引車1台の購入費の計上などによるものです。

少し飛びまして、152ページ、お願いいたします。

5款労働費は、6.0%の減となっております。

次に、6款農林水産業費です。

154ページ、お願いいたします。

1項1目農業委員会費は減で、主な理由は155ページにあります。説明欄4農地集積・集約化対策事業の減によるものです。

少し飛びまして、158ページ、お願いいたします。

3目農業振興費は増で、主な理由は、159ページの一番下、説明欄5水田農業構造改革推進事業、次のページの19節補助対象作物である飼料用米の作付面積の増加に伴う補助金の増や、説明欄9園芸生産強化支援事業、同じく19節、一番下の「輝け！ちばの園芸」産地整備支援事業補助金の増によるものであります。

少し飛びまして、164ページをお願いいたします。

5目農地費は増で、主な理由は166ページになります。説明欄4農業基盤整備事業の19節広域農業基盤緊急整備促進事業負担金の増及び、167ページ、説明欄9の風永川排水機場整備事業の新規計上によるものであります。

2項1目林業総務費は減で、主な理由は168ページ、お願いいたします。説明欄2保安林植栽事業の植栽工事費の減によるものです。

169ページをお願いいたします。

3項1目水産業総務費は減で、これは主に170ページ、説明欄5漁港改修事業の負担金が減となったことによるものです。

次に、7款商工費、175ページをお願いいたします。下のほうです。

1 項 2 目商工振興費は増で、主な理由は177ページになります。説明欄 5 商業活性化推進事業、19節 3 番目の商店街振興事業補助金の増でありまして、このうち、平成27年度のプレミアム付商品券発行分については、昨年度は国の補正予算に伴いまして、26年度 3 月補正で前倒しして当初予算になかったため、漸増ということでもあります。

179ページをお願いいたします。

3 目観光費は増で、主な理由は説明欄 1 観光事務費の180ページ、お願いします。19節 3 番目の旭市観光物産協会補助金の増や、181ページ、説明欄 3 観光施設管理費で、市の直営となった長熊釣り堀センターの運営費の計上などによるものです。

次に、8 款土木費です。

少し飛んで、188ページをお願いいたします。

1 項 1 目土木総務費は増で、主な理由は、説明欄 1 土木関係職員給与費の増、189ページになりますが、2 目の国土調査費にあった職員給与費 2 名分を土木関係職員給与費へ統合したことによるものです。

190ページをお願いいたします。

2 項 1 目道路橋梁総務費は増で、主な理由は、説明欄 1 道路橋梁事務費の13節委託料のうち、道路占用業務に係る台帳整備委託料の増などによるものです。

192ページをお願いいたします。下のほうです。

3 目道路新設改良費は 8 億419万2,000円、91.1%の大幅な増で、主な理由は、193ページの一番下からですが、説明欄 3 蛇園南地区流末排水整備事業、194ページになります説明欄 4 旭中央病院アクセス道整備事業、195ページ、説明欄 7 震災復興・津波避難道路整備事業などの事業費の増によるものであります。

196ページをお願いいたします。

4 目橋梁維持費は減で、主な理由は、説明欄 1 橋梁長寿命化修繕事業の橋梁改修工事費の減によるものであります。

198ページをお願いいたします。

3 項 2 目街路費は増で、主な理由は、説明欄 1 街路維持管理費のうち、199ページにありますが、15節工事請負費の 2 番目、飯岡駅駐輪場整備工事費の新規計上によるものであります。

200ページをお願いいたします。

4 目公園費は減で、主な理由は、説明欄 1 公園維持管理費の減、15節、201ページになり

ます、15節公園改修工事費の減などによるものです。

202ページをお願いいたします。

4項1目住宅管理費は増で、主な理由は、203ページになります。下のほうになります。説明欄3市営住宅管理費の増及び、少し飛んで206ページになります。説明欄8住宅リフォーム補助事業の新規計上などによるものであります。

2目住宅建設支援費は減で、主な理由は、説明欄2の津波被災住宅再建支援事業の減によるものであります。

次に、9款消防費です。

210ページ、お願いいたします。

1項1日常備消防費は大幅な増で、主な理由は、212ページ、説明欄4消防車両整備事業、18節備品購入費において、はしご車、消防ポンプ車等の車両購入費を計上したことによるものであります。

213ページをお願いいたします。

2目非常備消防費は減で、主な理由は215ページ、説明欄3消防団施設強化事業、18節消防防災用備品購入費の減によるものであります。

217ページをお願いいたします。

3目災害対策費は大幅な増で、主な理由は、219ページです。下の方になります。説明欄4津波避難施設整備事業の新規計上によるものでありまして、設計委託料、工事費等を計上するものであります。

次に、10款教育費です。

222ページをお願いいたします。

1項2目事務局費は減で、主な理由は225ページになります。説明欄5幼稚園就園奨励事業の19節補助金の減で、市内2か所の幼稚園が認定こども園へ移行したことなどによるものであります。

少し飛んで、229ページをお願いいたします。

2項1目学校管理費は減で、主な理由は231ページ、説明欄4小学校大規模改造事業のうち、屋内運動場防災機能強化工事費の減によるものであります。

232ページをお願いいたします。

2目教育振興費は減で、主な理由は、説明欄2小学校教材備品等購入事業の233ページにあります。18節教育用備品購入費の減によるものであります。

235ページお願いいたします。

3項1目学校管理費は大幅な減で、主な理由は飯岡中学校改築事業の終了や、237ページにあります説明欄3 中学校施設改修事業の15節校舎等改修工事費、干潟中学校屋外運動場整備工事の終了などによるものであります。

大きく飛んで、270ページをお願いいたします。

5項2目体育施設費は大幅な増で、主な理由は、少し飛びまして274ページにあります。説明欄5 社会体育施設改修事業のうち、15節総合体育館の空調設備設置工事の新規計上によるものであります。

少し飛んで、286ページをお願いいたします。

12款の公債費は元金、利子ともに減となっております。

288ページをお願いいたします。

13款2項1目水道事業公営企業費は、2億5,026万円の大幅な増で、主な理由は説明欄2 水道事業会計出資金、これは海上配水場増池工事への出資金2億6,720万円の計上によるものであります。

その下、病院事業公営企業費は、4款衛生費で申しあげましたとおり、病院事業会計の繰出金を負担金に替えて衛生費で支出することから、本目は廃目となっております。

290ページをお願いいたします。

14款の予備費は、例年同様4,000万円を計上するものです。

以上で、歳出の主な内容について説明を終わります。

続きまして、291ページをお願いします。

ここから296ページまでは、給与費明細書となっております。今、ご覧いただいております1の特別職の表は、長等、議員、その他の特別職について、本年度と前年度を比較したものです。

次の292ページをお願いいたします。

2一般職のうち(1)の総括は、一般職の職員数、給与費、共済費について前年度と比較したものです。職員数は、前年度に比べて6人の減で、金額は合計で4,904万3,000円の減となっております。

このほかの内容は、293ページ以降に記載のとおりでございます。

297ページをお願いいたします。

ここから300ページまでは、債務負担行為に関する調書で、支出が28年度以降にわたるも

のについての支出予定額を記載したものであります。

最後に301ページ、お願いいたします。

この表は、地方債に関する調書で、一番下の計のところをご覧ください。左から26年度末の現在高で277億3,224万6,000円、その右が27年度末現在高見込額で285億7,288万円、その右が28年度中の起債見込額で26億5,100万円、その右、28年度中の元金償還見込額で26億4,090万8,000円です。一番右が28年度末の現在高見込額で285億8,297万2,000円となる見込みであります。

以上で、議案第1号の補足説明を終わります。

○議長（平野忠作） 財政課長の補足説明は終わりました。

議案の補足説明は途中ですが、昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時54分

再開 午後 1時 0分

○議長（平野忠作） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの一般会計当初予算の補足説明の中で、資料に誤りがあり、訂正したい旨の申し出がありましたので、発言を許可いたします。

財政課長、登壇してください。

（財政課長 林 清明 登壇）

○財政課長（林 清明） 午前中ご説明申し上げました平成28年度一般会計予算の資料の中に、誤植がありましたので訂正をお願いしたいと思います。

37ページ、お願いいたします。

20款市債の一番上、衛生債のところですが、比較の欄、三角で2億5,060万円となっておりますが、三角が誤植であります。申し訳ありませんが、消していただければと思います。よろしくお願いいたします。

それから、下の各項の中、数字がないということでお気になさった方もいるかもしれませんが、これは100%以上の増減については、従来から記載なしということでご容赦いただいているということですので、ご理解をいただきたいと思っております。

確認作業が足りず、ご迷惑をおかけすることになりました。まことに申し訳ありませんで

した。

○議長（平野忠作） 引き続き、会議を開きます。

議案第2号、議案第3号について、保険年金課長、登壇してください。

（保険年金課長 渡邊 満 登壇）

○保険年金課長（渡邊 満） 議案第2号、平成28年度旭市国民健康保険事業特別会計予算について、補足説明を申し上げます。

予算書の303ページをお開きください。

第1条にございますように、歳入歳出予算の総額を事業勘定は108億4,800万円、施設勘定は9,200万円と定めるものです。

第2条の一時借入金は、限度額を事業勘定1億円、施設勘定1,000万円と定めるものです。

第3条は、歳出予算中、款内において流用できる経費を保険給付費と定めるものです。

次の304ページから310ページは、歳入歳出予算であります。これらの内容は311ページ以降の国民健康保険事業特別会計予算に関する説明書の中で説明いたします。

初めに、事業勘定からご説明いたします。

311ページと312ページは、歳入歳出予算事項別明細書の総括ですので、説明は省きまして、313ページの歳入から、予算の内容について順を追ってご説明いたします。

それでは、314ページをお開きください。

1款国民健康保険税の合計額は、24億318万1,000円、前年度に対し、1億4,705万6,000円、5.8%の減を見込みました。

内訳であります。313ページに戻っていただき、1項1目一般被保険者国民健康保険税が23億2,164万3,000円、これは一般被保険者にかかる医療給付費分と後期高齢者支援金分、それと介護納付金分の合計であります。

2目退職被保険者等国民健康保険税は8,153万8,000円、これは退職被保険者等にかかる医療給付費分と後期高齢者支援金分、それと介護納付金分の合計であります。

なお、国保税の税率ですが、医療給付費分の税率は、所得割6.6%、資産割20%、均等割2万1,000円、平等割2万6,000円、課税限度額は51万円です。後期高齢者支援金分の税率は、所得割2.3%、均等割1万2,000円、課税限度額は14万円です。介護納付金分の税率は、所得割1.7%、均等割1万4,000円、課税限度額は12万円です。

315ページをお願いいたします。

4款国庫支出金、1項1目療養給付費等負担金は、国の定率負担で18億5,251万7,000円を

見込みました。

2目高額医療費共同事業負担金は、市が納付する拠出金に対して、国・県がそれぞれ4分の1を負担するもので、国の負担分を7,325万8,000円と見込みました。

3目特定健康診査事業費等負担金は、特定健診に係る基準費用に対し、国が3分の1を負担するもので1,651万1,000円と見込みました。

2項1目財政調整交付金は、3億9,238万6,000円を見込みました。内訳は、説明欄1調整対象需要額と調整対象収入額との差額分が交付される普通調整交付金3億8,081万1,000円と説明欄2特別の事情がある場合に応じて交付される特別調整交付金1,157万5,000円であります。

5款療養給付費等交付金は、2億2,089万7,000円を見込みました。これは、退職被保険者等の医療費等に対する交付金でありまして、65歳未満の該当者に係る交付となります。

316ページをお願いいたします。

6款前期高齢者交付金は、14億6,660万円を見込みました。これは、前期高齢者65歳から74歳までの方々の加入者数が多い国民健康保険に対しまして、前期高齢者の占める割合が少ない社会保険等が、医療保険者間の医療費負担の調整を図るという国の政策によりまして、国保財政への支援という名目で交付されるものであります。

7款県支出金、1項1目高額医療費共同事業負担金は、国と同額の7,325万8,000円を見込みました。

2目特定健康診査事業費等負担金も、国と同額の1,651万1,000円を見込みました。

2項1目県財政調整交付金は5億5,867万6,000円を見込みました。内訳は、説明欄1療養給付費に応じて交付される普通調整交付金3億6,798万円と説明欄2財政健全化等の施策に応じて交付される特別調整交付金1億9,069万6,000円であります。

317ページをお願いいたします。

8款共同事業交付金は、25億4,773万9,000円を見込みました。これは「80万円を超えるもの」の高額医療に対する交付金と、対象が「1円から80万円まで」の医療費に対する交付金の二本立てとなっております。

10款繰入金、1項1目一般会計繰入金は8億5,870万円を見込みました。これは、1節の保険基盤安定繰入金から318ページの4節財政安定化支援事業繰入金までルール分として6億870万円及び5節その他一般会計繰入金として2億5,000万円であります。

2項1目財政調整基金繰入金は、3億700万円を見込みました。

319ページをお願いいたします。

12款諸収入、1項延滞金及び過料は1,010万1,000円を見込みました。

3項1目後期高齢者医療広域連合受託事業収入は、2,034万3,000円を見込みました。これは国保の特定健診に併せて、後期高齢者の健康診査に係る千葉県後期高齢者医療広域連合からの受託収入であります。

320ページをお願いいたします。

4項1目一般被保険者第三者納付金1,200万円は、交通事故等の治療費に係る国保立替分の納付金であります。

5目雑入の主なものは、説明欄1人間ドック自己負担収入1,547万1,000円を見込みました。続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

321ページをお願いいたします。

1款総務費、1項1目一般管理費は、3,674万3,000円を見込みました。主な内訳といたしましては、説明欄1、12節役務費として、通信運搬費及び手数料が1,258万4,000円、13節委託料として、レセプト点検や電算業務等2,116万1,000円であります。

322ページをお願いいたします。

2項1目賦課徴収費は、1,673万6,000円を見込んでおります。主に説明欄1、12節役務費629万7,000円及び13節電算機保守委託料878万3,000円であります。

323ページをお願いいたします。

2款保険給付費、1項療養諸費は、1目一般被保険者療養給付費49億6,100万円が主でありまして、合計は324ページをご覧ください。52億5,722万7,000円、前年度に対し4億5,504万1,000円、9.5%の増を見込みました。

2項高額療養費は325ページの合計欄をご覧ください。7億3,750万円、前年度に対し1億900万円、17.3%の増を見込みました。1目一般被保険者高額療養費7億200万円が主であります。

326ページをお願いいたします。

4項1目出産育児一時金の5,462万8,000円は、1件当たり42万円で130件を見込みました。

5項1目葬祭費の750万円は、1件当たり5万円で150件を見込みました。

327ページをお願いいたします。

3款後期高齢者支援金は、12億8,097万9,000円を見込みました。これは、後期高齢者に係る医療費を支えるために、被保険者一人当たりの負担見込額に各保険者の該当数を掛けて算

出するものであります。

328ページをお願いいたします。

6款介護納付金は、5億8,393万5,000円を見込みました。これは、国保加入者のうち、40歳以上65歳未満の第2号被保険者分の納付金として、社会保険診療報酬支払基金に納めるものであります。

7款共同事業拠出金は、329ページの合計欄をご覧ください。26億9,052万6,000円を見込みました。これは、歳入でも申し上げましたが、対象医療費が80万円を超えるものの高額医療費共同事業拠出金及び、1円から80万円までの保険財政共同安定化事業拠出金の二本立てから成るものであります。

8款保健事業費は、1億2,904万2,000円を見込みました。主な事業として、説明欄1特定健康診査等事業が8,071万3,000円、説明欄2特定保健指導事業が897万5,000円、330ページになります、説明欄3短期人間ドック事業が3,743万5,000円見込みました。

332ページをお願いいたします。

11款諸支出金、1項償還金及び還付加算金は820万2,000円を見込みました。

333ページをお願いいたします。

3項1目直営診療施設運営費は、1,030万円を見込みました。これは、旭中央病院への国・県補助金を、国保会計を経由して助成するものであります。

4項1目他会計繰出金は、30万円を見込みました。これは、滝郷診療所の国交付金を施設勘定へ繰出すものであります。

334ページをお願いいたします。

12款予備費は、前年度と同額の3,000万円を見込みました。

335ページは、給与費明細書であります。

続いて、施設勘定について、ご説明いたします。

337ページと338ページは、歳入歳出予算事項別明細書の総括ですので、説明は省きまして、339ページの歳入から、予算の内容について順を追ってご説明いたします。

それでは、339ページを、お聞きください。

1款1項外来収入は、前年度に対し395万円、5.9%増の7,100万2,000円を見込みました。

2項1目諸検査等収入は、前年度に対して71万3,000円、13.4%減の459万円を見込みました。これは、予防接種等の一般健康診査料が主なものであります。

341ページをお願いいたします。

6款1項他会計繰入金は、一般会計より710万円及び国保事業勘定より30万円を見込みました。

342ページをお願いいたします。

2項基金繰入金は、740万円を計上しました。これは、収支不足を補填するため、財政調整基金からの繰入であります。

7款繰越金は、90万円を見込みました。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

344ページをお願いいたします。

1款総務費、1項1目一般管理費は、5,028万3,000円を見込みました。主に職員給与費と診療所に係る事務費と管理費であります。

347ページをお願いいたします。

2款医業費、1項3目医薬品衛生材料費は、患者数の増を見込みまして、前年度に対し、251万9,000円、7.2%増の3,757万2,000円と見込むものであります。

350ページから353ページは、給与費明細書であります。

以上で、議案第2号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第3号、平成28年度旭市後期高齢者医療特別会計予算について、補足説明を申し上げます。

お手元の予算書の355ページをお願いいたします。

第1条にございますように、歳入歳出予算の総額を5億6,300万円と定めるものであります。

次の356ページ、357ページは、歳入歳出予算であります。これらの内容は、359ページ以降の後期高齢者医療特別会計予算に関する説明書の中で説明いたします。

359ページ、360ページは、事項別明細書の総括ですので、説明を省かせていただきます。

361ページをお願いいたします。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。

1款保険料は、3億8,141万3,000円、前年度に対し3,622万9,000円、10.5%の増を見込みました。内訳として、1項1目1節現年度分特別徴収保険料に2億6,707万7,000円、2節現年度分普通徴収保険料に1億1,308万8,000円、3節滞納繰越分普通徴収保険料に124万8,000円あります。徴収方法としまして、年金受給額の規模に応じまして、年金から天引きする特別徴収と、納付書等による普通徴収となります。

また、平成28年度の保険料率は改定となり、所得割が7.43%から7.93%、0.5ポイントの増、均等割が3万8,700円から4万400円、1,700円の増、また、賦課限度額の57万円は据置きとなっております。

2款繰入金は、一般会計から1億7,340万8,000円、前年度に対し、1,296万4,000円、8.1%の増を見込みました。内容としましては、徴収事務等に係る事務経費と、保険料の軽減分に対する県と市の負担分を繰り入れるものであります。

3款繰越金は、500万円を見込みました。

362ページをお願いいたします。

4款諸収入、2項償還金及び還付加算金は、185万8,000円を見込みました。これは、過年度における資格の喪失等に伴い、納め過ぎた保険料を精算するもので、広域連合より全額が補填されることから、計上するものであります。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

364ページをお願いいたします。

1款総務費、1項1目一般管理費は、広域連合に代わって各種届出を処理するための事務的経費で、1,211万1,000円を見込みました。

2項1目徴収費は、保険料の徴収に要する経費で、254万2,000円を見込みました。

365ページをお願いいたします。

2款広域連合納付金は、5億4,148万6,000円を見込みました。これは、徴収した保険料と、保険料の軽減分に対する県と市の負担分を、そのまま広域連合へ支出するものであります。

3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金は186万1,000円を見込みました。

これは、歳入の4款諸収入のところでも申し上げましたが、過年度分における資格の喪失等に伴い、納め過ぎた保険料を還付するものであります。

366ページをお願いいたします。

4款予備費は、500万円を見込みました。

以上で、議案第3号の補足説明を終わります。

○議長（平野忠作） 保険年金課長の補足説明は終わりました。

議案第4号について、高齢者福祉課長、ご登壇お願いします。

（高齢者福祉課長 宮内 隆 登壇）

○高齢者福祉課長（宮内 隆） 議案第4号、平成28年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について、補足説明を申し上げます。

予算書の367ページをお願いいたします。

第1条で、歳入歳出予算の総額を47億3,400万円と定めるものです。

第2条は、歳出予算中各項において流用できる経費は、保険給付費とするものでございます。

次の368ページから374ページまでは、説明を省略させていただきまして、375ページの歳入から予算の内容について、主なものをご説明いたします。

375ページをお願いいたします。

1款保険料、1項1目第1号被保険者保険料は9億6,273万3,000円で、保険料基準額は5万4,000円、納付義務者数を1万9,128人と見込み、対前年度0.5%の増で計上いたしました。内訳は、1節現年度分特別徴収保険料を現年度分の89.9%に当たる8億7,412万6,000円とし、2節現年度分普通徴収保険料には8,298万3,000円、3節過年度分普通徴収保険料には562万4,000円を見込みました。

2款国庫支出金、1項1目介護給付費負担金は7億9,634万7,000円を、2項1目調整交付金は、介護保険の財政調整を行うために交付されるもので保険給付費の6.31%、2億8,438万8,000円を見込み、2目地域支援事業交付金には4,227万8,000円を見込みました。

376ページをお願いいたします。

3款支払基金交付金、1項1目介護給付費交付金は、第2号被保険者の介護納付金に係る社会保険診療報酬支払基金からの交付金で12億6,194万4,000円を、2目地域支援事業支援交付金に2,693万4,000円を見込みました。

4款県支出金、1項1目介護給付費負担金は6億6,841万円、2項1目地域支援事業交付金には2,113万9,000円を見込みました。

377ページをお願いいたします。

6款繰入金、1項1目介護給付費繰入金は5億6,336万9,000円、2目地域支援事業繰入金には2,373万5,000円、3目介護保険事務費繰入金には6,606万7,000円、4目低所得者保険料軽減繰入金には939万9,000円、そして、378ページに移りまして、2項1目介護保険給付費準備基金繰入金には242万2,000円を計上いたしました。

379ページをお願いいたします。

8款2項2目雑入の483万1,000円は、説明欄記載のとおり地域支援事業の利用収入を見込みました。

以上で、歳入関係の説明を終わらせていただきます。

続きまして、380ページをお願いいたします。

歳出の主なものについてご説明を申し上げます。

1款総務費、1項1目一般管理費は、一般事務費経費として1,465万7,000円を計上いたしました。

381ページをお願いいたします。

2項1目賦課徴収費は、介護保険料の賦課徴収に係る事務経費として386万8,000円を計上いたしました。

3項1目介護認定審査会費は、介護認定審査会につきましては、平成28年度から審査会委員の定数を20人から25人に増員し、5合議体として、開催を毎週2回、年120回と見込み2,874万2,000円を計上いたしました。この審査会委員の定数の増員につきましては、議案第34号の旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを上程させていただいております。

382ページをお願いいたします。

2目認定調査費は、認定調査に係る経費として1,829万4,000円を見込みました。

384ページをお願いいたします。

2款保険給付費は、ここに保険給付費の総額の記載はございませんが、総額は45億694万2,000円で、対前年度0.6%の増を見込みました。

1項1目の居宅介護サービス給付費は、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、福祉用具貸与などのサービス給付費で、17億1,417万6,000円を計上いたしました。

2目地域密着型介護サービス給付費は、原則として旭市民のみが利用できるサービスで、グループホームに50人、小規模特別養護老人ホームに47人の利用を見込み、2億9,620万9,000円を計上いたしました。

3目施設介護サービス給付費は、老人福祉施設に430人、老人保健施設に216人、療養型医療施設に2人の合計648人の利用を見込み、18億9,984万1,000円を計上いたしました。

385ページをお願いいたします。

6目居宅介護サービス計画給付費は、2億5,096万5,000円を見込みました。

386ページをお願いいたします。

2項1目介護予防サービス給付費は、要支援者の保険給付費で、利用者を97人と見込み、1,720万6,000円を計上いたしました。

388ページをお願いいたします。

3項1目審査支払手数料は、千葉県国保連合会が行う審査支払いに係る手数料で371万3,000円を見込みました。

4項1目高額介護サービス費は7,736万円を計上いたしました。

390ページをお願いいたします。

6項特定入所者介護サービス等費は、施設入所者への低所得者対策としての食費・居住費の補足給付分で、計の欄になりますが、2億475万1,000円を計上いたしました。

391ページをお願いいたします。

5款1項1目介護予防・日常生活支援サービス事業費は、介護予防・日常生活支援総合事業の実施により、予防給付のうち訪問介護・通所介護が介護予防サービス等費からの移行により、7,946万6,000円を計上いたしました。

392ページをお願いいたします。

2目介護予防ケアマネジメント事業費は、要支援認定者及び事業対象者を対象とした事業費で、1,729万8,000円を見込みました。

394ページをお願いいたします。

3項1目包括的支援事業費は、地域包括支援センターが実施する総合相談等の経費と、包括的支援関係職員及び生活支援体制整備関係職員の人件費を見込み、2,610万4,000円を計上いたしました。

396ページをお願いいたします。

4項1目任意事業費は2,702万円を見込み、説明欄記載の家族介護用品給付事業、介護相談員派遣事業、そして、397ページに記載の配食サービス事業などを実施いたします。

401ページをお願いいたします。

7款予備費は1,000万円を計上いたしました。

402ページから406ページは、給与費明細書となっております。

以上で、議案第4号の補足説明を終わらせていただきます。

○議長（平野忠作） 高齢者福祉課長の補足説明は終わりました。

議案第5号について、下水道課長、登壇してください。

（下水道課長 高野和彦 登壇）

○下水道課長（高野和彦） 議案第5号、平成28年度旭市下水道事業特別会計予算の議決について補足説明を申し上げます。

予算書407ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額を5億6,800万円に定めるもので、対前年度4,200万円、6.9%の減でございます。

第2条の地方債につきましては、後ほど第2表でご説明申し上げます。

第3条の一時借入金は、最高額を2億円に定めるものでございます。

408ページから410ページの第1表歳入歳出予算でございますが、これらの内容につきましては、413ページ以降の事項別明細書の中で説明させていただきます。

411ページをお願いいたします。

第2表地方債です。起債の目的と限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めるもので、2,390万円を計上するものでございます。

413ページ、414ページは事項別明細書の総括ですので、説明を省かせていただきます。

415ページをお願いいたします。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。

1款分担金及び負担金、1項1目下水道事業負担金は、平成28年度受益者負担金納付額について2,115万円で、対前年度1,263万2,000円、37.4%減となっております。

2款使用料及び手数料、1項1目下水道使用料は、本年度の実績及び新規接続分により、9,353万9,000円で、対前年度1,042万9,000円、10.0%減となっております。

3款国庫支出金の減は、国庫補助金対象の建設事業完了によるもので、対前年度1,549万9,000円、99.9%減となっております。

416ページをお願いいたします。

5款繰入金、1項1目一般会計繰入金は、3億6,930万9,000円で、対前年度1,572万8,000円、4.4%増を見込みました。

6款繰越金は、前年度繰越金で6,000万円を見込みました。

417ページをお願いいたします。

8款市債、1項1目下水道債は2,390万円で、対前年度2,900万円、54.8%減を見込みました。

続きまして、歳出についてご説明させていただきます。

419ページをお願いいたします。

1款総務費、1項1目一般管理費は、本事業に係ります職員給与費及び管理経費、6,659万3,000円で、対前年度811万8,000円、13.9%増となっております。

421ページをお願いいたします。

2款事業費、1項1目維持管理費、説明欄2施設維持管理費は、主に修繕料の増により、1億6,112万2,000円で、対前年度1,057万4,000円、7.0%増を見込みました。

423ページをお願いいたします。

2款事業費、2項1目工事費、説明欄1下水道建設事業822万8,000円で、対前年度6,482万5,000円、88.7%減を見込みました。

424ページをお願いいたします。

本年度をもちまして、現事業認可区域202ヘクタールの面整備工事が完了し、管渠工事の主なものは、公共汚水ます設置工事を見込むものであり、15節工事請負費が減となるものでございます。

3款公債費、1項1目元金は2億2,008万1,000円で、対前年度1,485万3,000円、7.2%増。

2目利子につきましては7,852万8,000円で、対前年度464万8,000円、5.6%減となっております。

以上で歳出の説明を終わらせていただきます。

426ページから430ページは職員の給与費明細書でございます。

431ページをお願いいたします。

地方債の現在高の見込みに関する調書でございます。

平成28年度末の現在高見込額は、37億7,895万7,000円となる見込みでございます。

以上で、議案第5号の補足説明を終わります。

○議長（平野忠作） 下水道課長の補足説明は終わりました。

議案第6号について、農水産課長、登壇してください。

（農水産課長 高木寛幸 登壇）

○農水産課長（高木寛幸） それでは、議案第6号、平成28年度旭市農業集落排水事業特別会計予算の議決について、補足説明を申し上げます。

予算書の433ページをお開きください。

第1条は、平成28年度当初予算の総額を、歳入歳出それぞれ1億2,900万円と定めるもので、前年度予算額5,230万円に対しまして、146.7%の増であります。

第2条の地方債につきましては、後ほど第2表でご説明申し上げます。

434ページ、435ページの第1表歳入歳出予算の説明は省略させていただきます。

436ページをお開きください。

第2表地方債は、起債の目的と限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めるもので、

3,000万円を計上するものでございます。

437ページ、438ページの歳入歳出予算事項別明細書の総括の説明は省略させていただきまして、439ページの歳入から予算の順を追ってご説明申し上げます。

それでは、439ページをお開きください。

1款分担金及び負担金、1項1目受益者分担金は84万円で、前年度と同額であります。

2款使用料及び手数料、1項1目施設使用料は、1,743万4,000円で、対前年度21万5,000円、1.2%の増であります。施設使用料は、農業集落排水施設を使用している世帯の実績及び新規に使用する世帯の見込みで計上いたしました。

3款県支出金、1項1目農業集落排水事業県補助金は4,104万円で計上いたしました。これは新規事業の管路施設改修工事の補助金であります。

4款繰入金、1項1目一般会計繰入金は、3,952万4,000円で、対前年度628万6,000円、18.9%の増であります。これは、歳入歳出の差し引き不足額を一般会計から繰り入れするものであります。

440ページをお開きください。

5款繰越金、1項1目繰越金15万9,000円は、前年度繰越金であります。

次のページへまいりまして、441ページになります。

7款市債、1項1目下水道債であります。農業集落排水事業債として3,000万円を計上いたしました。

以上で歳入の説明を終わります。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

442ページをお開きください。

1款総務費、1項1目一般管理費は、農業集落排水事業にかかわる職員の人件費及び管理経費969万3,000円で、対前年度54万5,000円、5.3%の減であります。

次のページへまいりまして、2款事業費、1項1目維持管理費は、2,363万9,000円で、対前年度286万3,000円、13.8%の増であります。

説明欄1の江ヶ崎地区排水施設維持管理費は1,703万5,000円で、主なものは光熱水費438万円、維持補修費861万2,000円、施設維持管理委託料303万2,000円であります。

続きまして、444ページ、説明欄2の琴田地区排水施設維持管理費は660万4,000円で、主なものは光熱水費183万2,000円、施設維持管理委託料243万8,000円であります。

445ページの2目資源循環事業費35万4,000円は、農業集落排水処理施設から排出される汚

泥の処理費用であります。

2款2項1目工事費7,486万円は、新規事業となります県道旭笹川線の管路施設改修工事費であります。

446ページをお開きください。

3款公債費、1項1目元金1,512万円、2目利子399万4,000円は農業集落排水施設整備による借入金の償還金であります。

以上で、歳出の説明を終わります。

次に、448ページをお開きください。

給与費明細書でありまして、職員数、給与費、共済費、職員手当等について、前年度との比較表であります。

449ページから451ページにつきましては、ご覧いただきまして、説明は省略させていただきます。

それでは、452ページをお開きください。

地方債の現在高に関する調書でありまして、表の一番右側の欄になりますが、28年度末現在高見込額は2億2,877万5,000円であります。

以上で、議案第6号の補足説明を終わりにさせていただきます。

○議長（平野忠作） 農水産課長の補足説明は終わりました。

議案第7号について、企画政策課長、登壇してください。

（企画政策課長 横山秀喜 登壇）

○企画政策課長（横山秀喜） 議案第7号、平成28年度旭市病院事業債管理特別会計予算の議決について、補足説明を申し上げます。

旭中央病院の地方独立行政法人移行に伴いまして、平成28年度から病院事業債の借入及び償還については、市を経由する必要がありますので、特別会計を設置して行うものとなります。

なお、この特別会計に関しましては、議案第17号にて関連議案を提案させていただいております。

予算書の453ページをご覧ください。

第1条にありますように、歳入歳出予算の総額を、それぞれ27億5,400万円といたしました。

少し飛びまして459ページをご覧ください。

歳入の1款諸収入として貸付金元利収入22億5,400万円を計上しました。これは、病院事業債の元利償還金分として、地方独立行政法人会計から本特別会計に収入するものです。

また、2款市債として病院債5億円を計上しました。これは中期計画に基づくもので、医療器具等の購入のために新たに借り入れるものでございます。

460ページをご覧ください。

歳出の1款事業費ですが、貸付金として地方債5億円を計上しました。これは歳入で計上しました病院債をそのまま法人に貸し付けるものです。

歳出の2款公債費は、1目元金17億6,783万7,000円及び2目利子4億8,616万3,000円、合わせて22億5,400万円を計上しました。これは歳入で計上しました貸付金元利収入をそのまま償還するものでございます。

461ページをご覧ください。

説明申し上げました歳入歳出の結果、平成28年度末の病院債現在高を235億4,681万6,000円と見込んでおります。

以上で、議案第7号の補足説明を終わります。

○議長（平野忠作） 企画政策課長の補足説明は終わりました。

議案第8号について、水道課長、登壇してください。

（水道課長 鈴木邦博 登壇）

○水道課長（鈴木邦博） 議案第8号、平成28年度旭市水道事業会計予算について補足説明を申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。

第1条は、総則です。

第2条は、業務の予定量で（1）給水件数を1万9,890件、年間給水量を579万4,964立方メートルとし、一日平均給水量は1万5,877立方メートルと予定いたしました。

（2）主要な建設改良事業でございますが、配水管布設工事に7,230万3,000円、海上配水場増池工事に5億600万円、配水管布設替工事に7,132万1,000円を予定いたしました。

2ページをお開きください。

第3条では、収益的収入及び支出の予定額を、それぞれ記載のとおり定めました。

第4条では、資本的収入及び支出の予定額を、それぞれ記載額のとおり定めました。

なお、資本的収支の不足額1億5,684万円につきましては、当年度分の消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,922万5,000円、過年度分損益勘定留保資金1億2,761万5,000円で補

填いたします。

4ページをお開きください。

第5条は、継続費であり、海上配水場の適正な配水池容量の確保や自然流下区域の拡大等を目的に配水池の増池工事を平成27、28年度の2か年事業として実施しているものであり、平成28年度は配水池本体・機械計装設備等の工事を行うものであります。

第6条は企業債であり、海上配水場増池工事に2億5,130万円を借り入れるものであります。

5ページをお開きください。

第7条は、一時借入金の限度額を8,000万円と定めるものであります。

第8条は、予定支出の各項で流用ができる場合を定めるものであります。

第9条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めるものであります。

第10条は、たな卸資産の購入限度額を462万6,000円と定めるもので、これは量水器等の購入費でございます。

7ページをお開きください。

平成28年度旭市水道事業会計予算実施計画でございます。

収益的収入ですが、1款水道事業収益は15億5,772万6,000円で、前年度に比べて2,110万1,000円、1.4%の増を予定いたしました。

1項営業収益は、14億9,020万円で、主なものは1目給水収益14億8,108万1,000円の水道料金であります。有収水量を552万2,600立方メートルと見込みました。

次に、8ページをお開きください。

支出の部ですが、1款水道事業費用は14億4,262万1,000円で、前年度に比べて1,197万3,000円、0.8%の減を予定いたしました。

1項営業費用は14億643万1,000円で、このうち主なものは1目原水及び浄水費8億5,181万円と、5目の固定資産の減価償却費2億3,402万7,000円でございます。

次の9ページは、資本的収入及び支出でございます。

収入の部でございますが、1款資本的収入は6億613万1,000円、前年度に比べて5億280万円、486.6%増を予定いたしました。

内訳は、1項1目企業債が2億5,130万円で、主なものは、海上配水場配水池増池工事分であります。

支出の部は、1款資本的支出7億6,297万1,000円で、前年度に比べて5億1,077万5,000円、

202. 5%の増を予定いたしました。

1 項建設改良費は、6 億8,002万7,000円を予定しました。

1 目拡張工事費は、海上配水場増池工事及び負担要綱に基づく配水管布設工事費等で5億7,830万3,000円、2 目改良工事費は配水管布設替工事費で7,132万1,000円、3 目固定資産取得費は各配水場の配水流量計更新等で3,040万3,000円となっております。

次に12ページをお開きください。

12ページから15ページまでは、職員給与関係の明細となっております。

次に、16ページをお開きください。

16ページから18ページにつきましては、平成28年度末の予定貸借対照表となっております。

次に19ページをお願いいたします。

19ページから23ページにつきましては、平成27年度の予定損益計算書及び平成27年度末の予定貸借対照表でございます。

内容につきましては、記載のとおりでございますので、よろしくをお願いいたします。

以上で、議案第8号の補足説明を終わります。

○議長（平野忠作） 水道課長の補足説明は終わりました。

議案の補足説明は途中ですが、ここで午後2時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時55分

再開 午後 2時10分

○議長（平野忠作） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の補足説明を求めます。

議案第9号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 林 清明 登壇）

○財政課長（林 清明） 議案第9号、平成27年度旭市一般会計補正予算（第4号）について、補足説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4億7,920万円を追加し、予算の総額を294億8,020万円とするものです。

第2条繰越明許費の補正と第3条債務負担行為の補正、第4条の地方債の補正につきましては、後ほど説明いたします。

2ページから5ページまでは、歳入歳出予算の款項の補正額でありますので説明を省略し、内容は事項別明細書により説明いたします。

6ページをお願いいたします。

第2表の繰越明許費補正は、年度内に完了しない見込みの事業、11事業を追加するものです。追加する事業のうち、2款1項総務管理費の電算システム運用事業、3項戸籍住民基本台帳費の住民基本台帳事務費、3款1項社会福祉費の臨時福祉給付金給付事業と、7款1項商工費、観光資源創出プロモーション事業の4事業については、国の補正予算に基づく繰越事業でありますので、事業内容等につきましては、後ほど説明いたします。

3款3項児童福祉費の民間教育・保育施設改築等事業については、民間幼稚園であるあさひこひつじ幼稚園の認定こども園への移行に伴う幼稚園施設の改築工事に対する補助金であり、杭打ちなどの基礎工事における設計の再積算に不測の日数を要し、年度内に工事を完了することができないため繰越明許費を設定するものであります。

6款1項農業費の畜産競争力強化対策整備事業については、畜産経営の生産性向上などを目的とした牛舎等の整備事業でありまして、千葉県の実業計画の承認に不測の日数を要し、年度内に工事を完了することができないため繰越明許費を設定するものであります。

2項林業費の保安林植栽事業については、千葉県北部林業事務所等の関係機関との協議に不測の日数を要し、年度内に工事を完了することができないため繰越明許費を設定するものであります。

8款2項道路橋梁費の4事業については、道路の境界確定や用地交渉等に難航したことと、関係官公庁等との協議に不測の日数を要し、年度内に工事を完了することができないため繰越明許費の設定をお願いするものであります。

7ページをお願いいたします。

第3表の債務負担行為補正は、中学校大規模改造事業の第一中学校校舎の大規模改造工事に係る債務負担行為の廃止でありまして、平成27・28年度の2か年で予定していた本工事について、年度当初での国庫補助金の採択が受けられず、平成27年度の工事着手を見送ることとしたため、本年度の歳出予算及び歳出予算に基づく債務負担行為を廃止し、平成28年度当初予算に改めて計上するものであります。

8ページをお願いいたします。

第4表地方債補正です。上の表の追加の情報セキュリティ強化対策事業は、国の補正予算によるマイナンバー制度に係るセキュリティ対策事業として、新たに追加するものであります。下の表の変更のうち、上の旭中央病院アクセス道整備事業は事業費の確定による財源の変更により、起債の限度額を増額するものであります。

下の中学校大規模改造事業は、第一中学校校舎の大規模改造工事について、先ほども申し上げましたが、本年度の工事着手を見送ったことから、借入れを行わないこととするものであります。

次の9ページと10ページは、歳入歳出予算事項別明細書の総括ですので説明は省略させていただきます。

11ページをお願いいたします。

9款1項1目地方交付税6億3,039万9,000円の追加は、普通交付税の留保分について、今回の補正財源として計上したものであります。

13款1項1目民生費国庫負担金4,824万2,000円の追加は、説明欄1保険基盤安定負担金の増で、国保会計繰出金に係る国庫負担金の確定によるものであります。

2項1目総務費国庫補助金2,479万1,000円の追加は、いずれも国の補正予算によるもので、説明欄1個人番号カード交付事業費補助金1,139万3,000円、説明欄2地方創生加速化交付金304万8,000円及び説明欄3地方公共団体情報セキュリティ強化対策費補助金1,035万円の計上によるものであります。

2目民生費国庫補助金、1節社会福祉費国庫補助金2億1,196万9,000円の追加についても、国の補正予算によるもので、説明欄1臨時福祉給付金等給付事務費補助金と説明欄2年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費補助金は、いずれも所得の低い高齢者向けの臨時福祉給付に係るものであります。

2節児童福祉費国庫補助金81万円の追加は、説明欄1子どものための教育・保育事業費補助金の新規計上で、子ども・子育て支援の電算システム改修に係るものであります。

12ページをお願いいたします。

4目土木費国庫補助金7,689万円の減は、旭中央病院アクセス道整備事業の財源区分の見直しにより、社会資本整備総合交付金を減額するものです。

5目教育費国庫補助金4,965万円の減は、第一中学校校舎の大規模改造工事の見送りにより、学校施設環境改善交付金を減額するものです。

14款1項1目民生費県負担金1,289万円の追加は、説明欄1保険基盤安定負担金の増で、

先ほどの国庫支出金と同様に計上するものであります。

2項1目民生費県補助金425万1,000円の追加は、説明欄1保育士配置改善事業費補助金の新規計上によるものであります。

13ページをお願いいたします。

16款1項1目一般寄附金399万9,000円の追加は、本年度中にいただいた災害見舞金の合計額を計上するものであります。

17款2項1目財政調整基金繰入金の減は、予定しておりました繰入額1億4,000万円を、全て減額するものであります。

3目東日本大震災復興交付金基金繰入金2億861万5,000円の減は、津波避難道路横根三川線の事業費の減によるものであります。

18款1項1目繰越金8,489万1,000円の追加は、留保していた繰越金の一部を、今回の補正財源として計上するものであります。

14ページをお願いいたします。

20款市債につきましては、先ほど第4表の地方債補正で説明したとおりでございます。

続きまして歳出について、ご説明いたします。

15ページ、お願いいたします。

1款1項1目議会費87万円の追加は、説明欄1議員報酬の増で、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に基づき、議員の期末手当の支給率が引き上げられることによる増であります。

2款1項1目一般管理費3億27万5,000円の追加のうち、説明欄1特別職給与費16万2,000円の増は、議員報酬同様、人事院勧告等に基づく特別職の期末手当の増であります。

なお、3款以降に計上されています人件費の補正につきましては、人事異動や職員の新陳代謝等を踏まえ、各款ごとの人件費の組替えを行った後、年度末において必要最小限の補正を行うものでありますので、説明は省略させていただきまして、21ページからの給与費明細書の中でその概要を説明させていただきます。

そのページ、説明欄2の庁舎整備基金積立金は、3億11万3,000円を基金へ積み増しするものであります。

4目財政管理費2億1,703万1,000円の追加は、説明欄1災害復興基金へ399万9,000円、説明欄2東日本大震災復興交付金基金へ2億1,303万2,000円を積み立てるものであります。

16ページ、お願いいたします。

8目電子計算費3,758万円の追加は、国の補正予算に伴うマイナンバー制度のセキュリテ

ィ対策強化に係る費用の新規計上と、子ども・子育て支援の制度改正に伴うシステム改修費の増によるものであります。

なお、先ほど第2表繰越明許費補正で説明いたしましたとおり、本事業は平成28年度への繰越事業となっております。

3項1目戸籍住民基本台帳費1,139万3,000円の追加は、マイナンバー制度に伴う通知カード・個人番号カード等の関連事務を委任している地方公共団体情報システム機構へ支払う交付金の増であり、本事業についても、国の補正予算によるものであるため、翌年度へ繰り越す事業となっております。

3款1項1目社会福祉総務費2億1,196万9,000円の追加は、説明欄1臨時福祉給付金給付事業で、賃金引上げ等の恩恵が及びにくい所得の低い高齢者への支援である年金生活者等支援臨時福祉給付金の支給業務に関する経費の増でありまして、内容につきましては、17ページをお願いいたします。

説明欄1、19節の臨時福祉給付金として、65歳以上で住民税が非課税の方に、一律3万円を支給するものであります。

なお、本事業についても、国の補正予算に関連する事業であるため、翌年度へ繰り越す事業であり、財源は全額、国の交付金となっております。

4目国民健康保険費1億4,958万4,000円の追加は、説明欄1国民健康保険事業特別会計繰出金の増で、保険税の軽減対象の拡大や、医療費の増などによるものであります。

18ページをお願いいたします。

3項6目保育所費252万3,000円の追加のうち、説明欄2保育士配置改善事業883万円の新規計上は、市内の民間保育所に対し、入所児童の処遇向上を図るため、保育士定数を超えて配置している保育士の人件費として、県費と併せて助成するものであります。

19ページをお願いいたします。

7款1項3目観光費304万8,000円の追加は、説明欄1観光資源創出プロモーション事業の増であり、国の補正予算による地方創生加速化交付金を活用して、県が実施する高速バス実証運行事業などと連携し、旭市へ来訪された方に対して、宿泊費等の一部を助成するものであります。

なお、本事業についても、平成28年度へ繰り越す事業であり、財源は全額、国の交付金となっております。

8款2項3目道路新設改良費3億円の減額は、説明欄1震災復興・津波避難道路整備事業

の道路改良工事費の減であり、年度内に執行できなかつた横根三川線津波避難道路の工事請負費を減額するものであります。

20ページをお願いいたします。

10款3項1目学校管理費1億6,451万6,000円の減額は、説明欄1中学校大規模改造事業の減で、第一中学校校舎の大規模改造工事について、年度内の着工を見送ったことにより、設計監理委託料と工事費の全額を減額するものであります。

13款2項2目病院事業公営企業費313万6,000円の追加は、説明欄1病院事業会計繰出金の増で、平成27年度普通交付税の病院算定分の増によるものであります。

21ページをお願いいたします。

特別職の給与費明細書です。

下の方の比較の欄をご覧ください。長等の期末手当16万2,000円及び議員の期末手当87万円の増は、歳出でも申し上げましたが、人事院勧告等に基づき、期末手当の年間支給率を0.1月引上げたことによる影響額です。

22ページをお願いいたします。

一般職、(1)総括の表になります。

今回の補正は、人事院勧告等に基づく給料及び職員手当等の引上げ改定と人事異動等による増減額を見込んだ結果、一部の部署において補正が必要となりましたが、人件費総額では、比較欄の合計のとおり、補正額はいたしませんでした。

最後の26ページをお願いいたします。

この表は、地方債の現在高の見込みに関する調書であります。

事業の見送りや財源区分の見直し等の増減により、平成27年度の起債額を表真ん中の補正額、一番下計欄ですが、6,800万円減額するもので、これにより平成27年度末現在高見込額は、一番右下になりますが、285億7,288万円とするものであります。

以上で、議案第9号の補足説明を終わります。

○議長（平野忠作） 財政課長の補足説明は終わりました。

議案第10号について、保険年金課長、登壇してください。

（保険年金課長 渡邊 満 登壇）

○保険年金課長（渡邊 満） 議案第10号、平成27年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、補足説明を申し上げます。

お手元の補正予算書の1ページをお開きください。

第1条は、事業勘定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ5億1,220万円を追加し、歳入歳出予算の総額を109億1,420万円とするものです。

2ページと3ページは、項目別にした歳入歳出予算の補正であり、5ページと6ページは、それぞれ事項別にした明細書の総括となっております。

詳しい内容につきましては、7ページをお願いします。

歳入について、ご説明申し上げます。

4款1項1目療養給付費等負担金1,413万8,000円の追加は、保険給付費の増及び額の確定によるもので、説明欄1療養給付費負担金887万7,000円の増、説明欄2後期高齢者支援金負担金571万6,000円の増、説明欄3介護納付金負担金45万5,000円の減によるものであります。

4款2項1目財政調整交付金369万9,000円の追加は、説明欄1特別調整交付金の増で、旭中央病院に係ります機械器具の施設整備費分及び保健事業追加分であります。

5款1項1目療養給付費等交付金6,831万5,000円の追加は、退職被保険者分の保険給付費増に伴い社会保険診療報酬支払基金からの交付増分で、1節現年度分として、5,592万3,000円の増、2節過年度分として、1,239万2,000円の増であります。

9款1項1目利子及び配当金30万8,000円の追加は、説明欄1財政調整基金利子の増によるものであります。

8ページをお願いします。

10款1項1目一般会計繰入金1億4,958万4,000円の追加は、1節保険基盤安定繰入金は、国の施策による保険税軽減拡充により、8,150万8,000円の増、4節財政安定化支援事業繰入金については、保険財政共同安定化事業の拡充により算定の見直しが行われたため、1,692万4,000円を減額するものであります。

また、5節その他一般会計繰入金については、8,500万円の増とするものであります。

2項1目財政調整基金繰入金1億円の追加は、保険給付費の増に伴う不足額を賄うものであります。

11款繰越金は、前年度繰越金として1億7,615万6,000円を計上するものであります。

続いて、10ページをお願いいたします。

歳出について、ご説明いたします。

2款1項1目一般被保険者療養給付費4億350万円の追加は、説明欄1一般被保険者療養給付費の増で、医療費の増によるものであります。

2款1項2目退職被保険者等療養給付費2,500万円の追加は、説明欄1退職被保険者等療

養給付費の増で、一般被保険者と同様に医療費の増によるものであります。

3款1項1目後期高齢者支援金228万9,000円の追加は、説明欄1後期高齢者支援金の額の確定による増であります。

続いて、11ページをお願いいたします。

9款1項1目財政調整基金積立金30万8,000円の追加は、説明欄1国保事業勘定財政調整基金積立金の増で、利子の増によるものであります。

11款1項3目償還金8,002万3,000円の追加は、説明欄1償還金の増で、主なものは平成26年度分の療養給付費等負担金の精算に係る返還金であります。

3項1目他会計繰出金108万円の追加は、説明欄1病院事業会計繰出金の増で、財政調整交付金として措置された108万円同額を、旭中央病院に繰出すものであります。

以上で、議案第10号の補足説明を終わります。

○議長（平野忠作） 保険年金課長の補足説明は終わりました。

議案第11号から議案第13号までと、議案第19号から議案第29号までについて、総務課長、登壇してください。

（総務課長 加瀬正彦 登壇）

○総務課長（加瀬正彦） それでは、総務課からは議案第11号から13号、19号から29号の14議案につきまして、順次補足説明を申し上げます。

最初に、議案第11号、旭市行政不服審査会条例について、補足説明を申し上げます。

条例を制定する趣旨でございますが、住民が行政のした処分に不服がある場合にとれる法的手段といたしまして、大きく二つあります。

一つは、裁判所に訴訟を提起する方法、もう一つは行政不服審査法に基づいて行政処分を行った機関に対して不服を申し立てる方法です。

この不服申立て制度について、公正性・利便性の向上といった観点から、行政不服審査法の全面的な見直しが制定以来約50年ぶりに行われました。この見直し内容の一つに、処分庁の判断の妥当性をチェックするための第三者機関である旭市行政不服審査会を設置するという事で、その条例を制定するものであります。

それでは、条文に沿ってご説明申し上げます。

まず議案の1ページをお願いいたします。

第1条です。この条例の趣旨を定めるもので、行政不服審査法第81条第4項の規定によりまして、審査会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものであります。

2条、これは審査会の所掌事項について定めるものであります。

それから、第3条、組織等について定めるもので、委員は5人以内をもって組織し、公正な判断をできる者であって、識見を有する者のうちから任命することとなります。

第4条は、審査会に会長及び副会長を置くということです。

第5条は、審査会の会議の運営について定めるものであります。

2ページをお願いいたします。

特に、第4項で委員は、自己の利害に関係する議事に参与することができない旨を、また、第5項で、会議は非公開といたしまして、答申は公表する旨を定めております。

第6条は、審査会の庶務を総務課に置くということでありまして。

第7条は、委任規定でありまして、審査会の議事、運営に関し必要な事項は会長が審査会に諮って定めるものとしております。

なお、附則ですが、第1項では、この条例の施行期日を、行政不服審査法の施行日である平成28年4月1日とするもの、第2項で、この条例の施行後、最初に任命される委員の任期を、平成29年4月30日までとするものです。これは、情報公開審査会・個人情報保護審議会の委員の任期が平成29年4月30日までとなっていることから、これら委員との任期の整合を図るため、委員の任期の特定規定を設けるものであります。

続きまして、議案第12号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、補足説明を申し上げます。

本条例につきましても、行政不服審査法の施行に伴い、異議申立てが審査請求に一元化されること等に伴いまして、関係する条例を条立てで一括して改正するものであります。

これについては、新旧対照表によりご説明いたします。こちらのほうの新旧対照表をご覧ください。

新旧対照表の1ページになります。

旭市行政手続条例第3条第8号の改正は、従来の審査請求及び異議申立てを審査請求に一元化する。それと個別の法で定めるところにより、再調査の請求も可能となったため、その旨規定を整理するものであります。なお、第19条第2項第4号の改正は文言整理となります。

次に、新旧の2ページをお願いいたします。

旭市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の改正であります。不服申立てを審査請求に改めるものであります。

次に、3ページをお願いいたします。

旭市一般職の職員の給与に関する条例の改正です。法令番号及び引用条項を見直すものとなっています。

続きまして、新旧の4ページをお願いいたします。

旭市税条例の改正です。不服申立てを審査請求に改めるものです。

5ページになります。

旭市固定資産評価審査委員会条例第4条、審査の申し出の改正につきましては、文言の整理、引用法令の条項の整理等を行うものであります。

6条ですが、下から3行目になります。書面審査の改正につきましては、第2項では市長から、次ページになりますけれども、審査申し出に関する弁明書の提出があったときは、審査申出人に対しその副本等を送付しなければならないことを定めております。しかし、審査申出事項の全てを容認すべきときであっても弁明書の副本を送付することとするため、ただし書きを削るものであります。

また、第4項は、現在運用で行っている審査申出人から提出のあった反論書の取り扱いについて、条例に明確に位置づけるものでございます。

第11条決定書の作成の改正につきましては、決定書に記載する事項、委員会が記名押印することを明確にするものであります。

新旧対照表の7ページをご覧ください。

旭市県営土地改良事業分担金徴収条例の改正につきましては、異議の申立てを審査請求に改めるということと、審査請求期間につきましては、行政不服審査法では、「60日以内」を「3か月以内」に改めることを原則としております。しかし、土地改良法に特別の定めがされているため、「30日以内」ということで改めるものであります。

次に、8ページをお願いいたします。

旭市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の改正につきましては、異議の申立てを審査請求に改めるものであります。

なお、これら改正規定の施行期日ではありますが、本条例につきましても、行政不服審査法の施行日である平成28年4月1日から施行するものとしております。

続きまして、議案第13号になります。これは議案のほうをご覧くださいと思います。

旭市職員の退職管理に関する条例の制定についてでございます。

この条例の制定は地方公務員法の改正に伴うもので、この改正で、地方公務員の退職管理の適正を確保するため、退職管理に関する規定が新たに設けられました。再就職した元職員

に対して再就職情報の届出を義務付けることについて、地方公共団体が必要と定める場合は条例により定めることができるとされております。

これを受け、管理または監督の地位にある職員であった者は、離職後2年間、営利企業に就いた場合は届出を義務付けるという条例であります。

続きまして、議案第19号になります。これは新旧対照表のほうをご覧いただきたいと思っております。

13ページになります。

旭市行政組織条例の一部を改正する条例の制定であります。

現在の総合計画に代わる本市の新しい計画といたしまして、総合戦略を策定したことを踏まえまして、企画政策課の所掌事務についての文言の整理を行うものであります。

また、消費者安全法の一部改正を踏まえ、消費生活センターの事務を商工観光課の所掌事務として明確化するものであります。

この条例は、平成28年4月1日から施行いたします。

次に、議案第20号になります。これも新旧対照表14ページになります。

旭市情報公開条例の一部を改正する条例の制定ということで、本条例につきましては、旭中央病院の地方独立行政法人への移行後も、この条例の適用を受ける法人として位置づけるということと、行政不服審査法の改正に伴い条例を改正するものとなっております。

14ページの中の第2条実施機関の定義といたしまして、病院事業管理者に代わり、市が設置した地方独立行政法人を加える等、文言の整理を行っています。

15ページをお願いいたします。

第6条があります。第6条の改正ですが、平成23年の地方自治法の改正によりまして、基本構想の策定の義務付けが廃止されたことから、文言を削除しております。

第12条は各号で公文書を不開示とすることができる情報を規定したものでありまして、16ページご覧いただきたいと思うんですが、第2号のウで個人の関する情報は原則不開示となりますが、独立行政法人等や地方独立行政法人の役員、職員の職、職務遂行に係る情報は開示する旨、整理するものであります。

以降第3号から第6号までの改正は、事業運営上の地位が損なわれる情報、意思形成過程に関する情報、事務事業に支障を及ぼすおそれがある情報については、独立行政法人等や地方独立行政法人に関する情報についても不開示とすることができるということを整理しております。

17ページをお願いいたします。

第24条で行政不服審査法の改正に伴って必要な条項を整理し、追加したもので、ここでは新たに追加した条項がありますので、ご説明申し上げます。

第24条第1項の規定になります。行政不服審査法の改正によりまして、行政の行った処分についてだけではなく、不作為についても審査請求をすることが可能となったことから、その旨を明記しております。

第24条第2項の規定ですが、行政不服審査法第9条第1項では、審査請求があったときは行政庁の職員であって、その処分等に関与していない職員のうちから審理員を指名し、審理員のもとで審査請求人と処分庁の主張を整理するという手続きが新たに創設されております。法においては、条例に特別の定めがある場合は、審理員を指名しなくてもよいとされておりました。情報公開制度については、従来より情報公開審査会という第三者機関を設置し、審査を行ってきた経緯がありますので、適用しない旨の規定を置くものであります。

なお、審理員による審理手続きを行わないことから、議案第11号、旭市行政不服審査会条例で設置する審査会への諮問も不要となり、情報公開に関する審査請求の審査は、全て情報公開審査会が担っていくこととなるものであります。

新旧の18ページをお願いいたします。中ほどになります。

第24条第4項の規定です。実施機関が審査会に諮問する際には、弁明書の写しを添えてしなければならない旨、明確にするものであります。

以降第26条、27条の改正は文言整理のための改正となっております。

最後にこの条例の施行期日でございますが、地方独立行政法人の設立、また、行政不服審査法の施行日である平成28年4月1日としております。

続きまして、議案第21号、旭市個人情報保護条例一部を改正する条例の制定について、補足説明申し上げます。

これも新旧対照表20ページになります。

本条例につきましても、旭中央病院の地方独立行政法人への移行後も、この条例の適用を受ける法人として位置づけるとともに、行政不服審査法の改正に伴い条例を改正することになります。

まず、不服申立てを審査請求に改める等、文言の改正がございます。これはこの後ずっと続いてありますので、ここは説明を省略いたします。

第2条といたしまして、第1号で実施機関として病院事業管理者に代えまして市が設立し

た地方独立行政法人を加えるもの、第5号で実施機関の職員に市が設立した地方独立行政法人の役員を含める、第8号で事業者の定義から独立行政法人と地方独立行政法人を除外するための改正になります。

第6条第2項第8号の改正は、国等の定義に独立行政法人等及び市が設置した以外の地方独立行政法人を加えるという改定であります。

新旧対照表の22ページをお願いいたします。

28条の規定ですが、個人情報保護に関しても、開示等の決定に加え、不作為についても審査請求を可能とし、審査請求に関しては全て個人情報保護審査会において対応していくことから、先ほどの情報公開条例と同様に、行政不服審査法第9条第1項の規定は適用しない旨等を規定するというものであります。

新旧対照表の24ページをお願いいたします。中段より少し下になります。

第33条の改正です。現在病院事業に係る個人情報の開示手数料については、旭市病院事業使用料及び手数料条例の規定によるものとしております。地方独立行政法人への移行後も開示手数料を調整できるよう、整理を行ったものであります。

この条例の施行期日であります、平成28年4月1日に施行ということにしております。

次に、議案第22号になります。

これ新旧対照表の25ページになります。

旭市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定でございます。

今回の改正は、地方公務員法の改正によりまして、人事行政の運営等の状況の公表事項について、人事評価及び退職管理という項目が追加されまして、勤務評定が削除されるため、それに合わせ改正するものです。

続きまして、議案第23号、これは新旧対照表26ページになります。

旭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定でございます。

これも地方公務員法の改正によりまして、項番号のずれが生じたため、その項番号をそれに合わせて改正するというものであります。

続きまして、議案第24号になります。

これは議案でご説明申し上げます。議案のほうをお願いいたします。

議案第24号は、旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

今回の改正は、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告の趣旨に基づき改正する一般職の職員の給与改正に併せて改正するものであります。

第1条につきましては、平成27年12月期の期末手当の支給率を現行の100分の212.5から100分の222.5に改め、100分の10引き上げること、年間支給率を100分の410から420にするものであります。

第2条では、平成28年度以降の期末手当の支給率を6月期においては100分の197.5から100分の202.5に改めまして、12月期においては100分の222.5から100分の217.5に改め、期末手当の年間支給率、これ自体は100分の420とするものであります。

附則の第1項は施行期日を定めるもので、第2項、これは第1項で定める施行期日が12月期の期末手当の基準日である12月1日を過ぎてしまっておるため、本年12月期の期末手当の適用日を平成27年12月1日とするものであって、第3項は、本年12月期の期末手当について、12月10日の支給日に改正前の率で支給したものを内払いとみなして、改正後の率との差額を後日支給できるようにするものであります。

次に、議案第25号、それから、26号、これも議案を見ていただきたいと思います。

旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定、それから、議案第26号は、旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第5項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧旭市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての2議案になります。

議案第24号と同様に、これは改正するものであります。要するに支給率を変えるということですね。

続きまして、議案第27号になります。これもちょっと議案をお願いいたします。

旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてでございます。

地方公務員法の改正と人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告の趣旨に基づき、職員の給与等を改正するものであります。給与改正の部分では、第1条で平成27年度の改正を、議案の8ページになりますけれども、第2条で平成28年度の改正をしております。また、9ページの第3条、第4条は一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正で、人事院勧告に伴いこれも所要の改正を行っておるものでございます。

戻りまして、第1条でございますが、第27条第2項の改正は平成27年12月期の勤勉手当の支給率を改正する。1号では一般職の職員を100分の75から100分の85とし、100分の10の引

上げ、2号で再任用職員にあつては100分の35から100分の40とし、100分の5引き上げるものであります。

附則第13項は、勤勉手当支給率の変更による55歳以上で7級職員の1.5%の給与減額に対応する勤勉手当支給枠の算出率の変更をするものであります。

2ページから7ページにつきましては、別表1の給料表であります。県と同様に給料表を改正するものとなっております。給料表全体の平均改定率は0.3%となっております。

8ページの第2条でございます。8行目、第27条第2項の改正は、平成28年度以降の勤勉手当について改めるものでありまして、6月期、12月期とも100分の80に改めまして、再任用職員にあつては100分の37.5に改めるものであります。これにより、期末手当と勤勉手当の合計は、年間で、一般職にあつては100分の410から100分の420となり、再任用職員にあつては100分の215から100分の220となります。

右のページの第3条につきましては、一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正であります。特定任期付職員の給与の特例に関する第7条第1項の給料表の改正と、平成27年12月期の期末手当の支給率を100分の5引上げ、年間支給率を100分の310から100分の315とするものであります。

第4条につきましては、平成28年度以降の任期付職員の期末手当について改めるもので、6月期、12月期においてそれぞれ100分の157.5とし、年間の支給率を100分の315とするものであります。

10ページをお願いいたします。

附則の第1項、これは施行期日を定めております。

第2項は、第1項で定める施行期日が12月期の期末手当の基準日である12月1日を過ぎてしまうということ、これは先ほどの特別職の改正と同じであります。そのための時期の部分をここに規定しているものであります。

次に、地方公務員法の改正の部分ということで、もう一度8ページと9ページに戻っていただきたいと思うんですが、第2条と第4条で、それぞれの条例、これは旭市一般職の職員の給与に関する条例、それから、一般職の任期付職員の採用等に関する条例なんですけれども、第1条中の「第24条第6項」を地方公務員法の改正により、項番号のずれが生じているため、これを合わせるものであります。

第2条で、旭市一般職の職員の給与に関する条例第4条第2項中に、今まで規則で定めていた職員の職務を、給料表の各等級に分類する際の具体的な基準となる級別標準職務表とい

うことで、地方公務員の給与における職務給の原則を一層徹底させるという観点から、条例で定めることとされまして、今回条例に改めて載せたものであります。

第4条の旭市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第7条第2項の改正も同様の趣旨であります。

10ページになります。

第5条で、水道企業職員について、一般職と同様に管理職手当を支給される職員が災害への対処その他の臨時または緊急の必要により平日深夜に勤務した場合に支給できるもの、それを定めるものであります。

この条例改正は以上であります。

続きまして、議案第28号になります。これはまた申し訳ありませんが、新旧対照表をお願いしたいと思います。新旧対照表51ページになります。

旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定であります。

改正の内容としては、4点あります。

1点目は、旭市総合計画審議会条例の廃止に伴い、委員の報酬額を別表から削る。

2点目は、旭市行政不服審査会条例において規定する行政不服審査会の委員報酬額を日額6,000円と定める。

3点目は、環境保全、防犯の推進のため設置しておりました旭市環境保全防犯推進協議会ですが、既に協議会は廃止されていることから、委員の報酬額を別表から削る。なお、現在その機能については、きれいな旭をつくる会、不法投棄監視員、防犯指導員等が担っているところでございます。

4点目は、現在設置しております心身障害児就学指導委員会について、学校教育法施行令の一部改正により、早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から機能の拡充を図るため、その名称を教育支援委員会委員、教育支援委員会調査員に改めたものであります。

この条例は平成28年4月1日から施行するものであります。

最後になります議案第29号です。これは新旧対照表の52ページになります。

旭市証人等に対する費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定であります。

農業委員会等に関する法律が改正されまして、平成28年4月1日から施行されることに伴い、現行の「第29条第4項」が「第35条第4項」に改められることから、条例中で引用する

法の条項を改めたものであります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（平野忠作） 総務課長の補足説明は終わりました。

議案の補足説明は途中ですが、ここで3時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時59分

再開 午後 3時10分

○議長（平野忠作） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、議案第14号から議案第17号までと議案第30号、議案第40号について、企画政策課長、登壇してください。

企画政策課長。

（企画政策課長 横山秀喜 登壇）

○企画政策課長（横山秀喜） 議案第14号、総合病院国保旭中央病院の地方独立行政法人移行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

まず第1条から第3条までは、それぞれの条例の一部改正でございますので、新旧対照表を使って説明したいと思います。恐れ入りますが、新旧の9ページをお開き願いたいと思います。

職員の定数に関する規定から、病院事業企業職員の項目を削るものとなっています。

第2条では、旭市職員の旅費に関する条例の一部改正ですので、新旧対照表の10ページをご覧ください。

職員に関する定義規定から、病院事業企業職員の項目を削るものです。

続きまして、11ページになりますが、第3条では、旭市私債権管理条例の一部改正について、本条例中の病院事業管理者に項目を削るというものになっています。

議案第14号のほうにお戻りいただきたいと思います。

第4条から第7条でございますが、それぞれ旭中央病院の地方独立行政法人移行に伴い、記載の4条例を廃止する条例となっております。

以上で、議案第14号の補足説明は終わります。

続きまして、議案第15号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院への職員の引継ぎに

関する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

移行型一般地方独立行政法人への職員の引継ぎについては、地方独立行政法人法第59条第2項の規定により、移行前の設立団体の職員であった者のうち条例で定めるものは、その成立の日において当該法人の職員となるものと定められています。

本条例は、その職員引継ぎの範囲について定めるものであり、平成28年3月31日をもって退職する者を除き、職員の全員を新法人へと引継ぐ旨を規定するものでございます。

続きまして、議案第16号をお願いします。

地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院に係る重要な財産を定める条例の制定について、補足をさせていただきます。

第1条は、趣旨規定です。

第2条は、設立団体からの出資財産が不要となった場合、市に納付すべき重要な財産について定めるものです。業務の見直しや社会経済情勢の変化、その他の理由により不要となって処分する場合に、市長の認可が必要な財産は、帳簿価額が50万円以上のものと規定するものでございます。

第3条は、不要財産について、処分等の制限を受ける重要な財産を定めるもので、市長の認可が必要な財産は、処分する際の予定価格が2,000万円以上の不動産、動産または不動産の信託の受益権とし、土地についてはさらに5,000平方メートル以上のものと規定するものでございます。

これは、旭市の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定に準じたものとなっております。

なお、第2条、第3条の規定により、市長が認可をしようとするときは、評価委員会の意見を聞くとともに、議会の議決を経なければなりません。

続きまして、議案第17号をお願いします。

旭市病院事業債管理特別会計条例の制定について、補足説明を申し上げます。

第1条は、地方独立行政法人移行後の旭中央病院の地方債管理に関し、地方自治法の規定により特別会計を設置するものであり、第2条は歳入及び歳出の内容を定めるものであります。

続きまして、少し飛びます。

議案第30号をお願いしたいと思います。

旭市東日本大震災復興交付金基金条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を

申し上げます。

本基金につきましては、当初予定の復興交付金事業期間5年間を経過した平成28年3月31日限り効力を失う旨、附則第2項において規定しておりましたが、当該事業期間が5年間延長されたことに伴い、その失効の期限を平成33年3月31日に改正するものでございます。

また少し飛びます。

議案第40号をお願いしたいと思えます。

旭市総合計画審議会条例を廃止する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

総合計画につきましては、これを廃止し、今般旭市総合戦略に包含する形で策定をいたしたところでございます。

これにより、本委員会条例の廃止をするものでございます。

以上で、私からの補足説明を終わりにしたいと思います。

○議長（平野忠作） 企画政策課長の補足説明は終わりました。

議案第18号について、商工観光課長、登壇してください。

（商工観光課長 向後嘉弘 登壇）

○商工観光課長（向後嘉弘） 議案第18号、旭市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本議案は、消費者安全法の一部改正により、内閣府令で定める基準を参酌しまして、消費生活センターの組織及び運営等に関する事項について定めるものでございます。

第1条につきましては、条例の趣旨を定めるもので、消費者安全法第10条の2第1項の規定により、消費生活センターの組織及び運営等に関し必要な事項を本条例に定める旨の条文となります。

第2条は、名称等の公示についての規定でありまして、センターの名称及び位置並びに事務を行う日時について公示する旨を定めるものです。

第3条は、職員の規定でありまして、消費生活センターに配置する職員について定めるとともに、消費生活相談員の資格を配置する旨を定めるものでございます。

第4条は、消費生活相談員の人材及び処遇の確保の規定でありまして、相談員の専門性に鑑み、適切な人材及び処遇の確保に必要な措置を講じる旨を定めるものでございます。

第5条は、事務従事者に対する研修の規定でありまして、消費生活相談員及び職員に対し、研修の機会を確保する旨を定めるものでございます。

第6条は、情報の安全管理の規定でありまして、情報の漏洩防止や適切な管理のため必要

な措置を講じる旨を定めるものでございます。

第7条は、委任の規定でありまして、この条例の施行に関し必要な事項を市長が別に定める旨の規定となります。

附則は、この条例の施行期日を平成28年4月1日とするものでございます。

以上で議案についての補足説明を終わります。

○議長（平野忠作） 商工観光課長の補足説明は終わりました。

議案第31号、議案第43号について、税務課長、登壇してください。

（税務課長 林 利夫 登壇）

○税務課長（林 利夫） それでは、議案第31号、旭市税条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

今回の改正は、地方税法の一部を改正する法律及び独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律が改正され、平成28年4月1日から施行されることに伴い、旭市税条例の一部を改正するものです。

主な改正点としましては、徴収猶予及び換価猶予の手続きなどの一定要件について、地方団体の条例で定めることとなったため、関係規定を整備するほか、独立行政法人の名称を変更するものです。

なお、条例の制定に当たって、本市では特段の事情、地域性は認められないことから、国税、地方税の例により改正するものです。

それでは、お配りしてあります新旧対照表をお願いします。

54ページをお開きください。

第8条については、市税等を徴収猶予した場合の分割納付の方法について定めたもので、徴収猶予した期間内の各月において、納付期限や納付金額を定めて、分割納付することを規定しています。

55ページをお願いします。

第9条については、徴収猶予に係る申請手続き等について定めたもので、納付できない事情の詳細、猶予を受けようとする金額や期間、担保の提供など申請書に記載する事項及び財産状況や収支状況などの必要書類を規定しています。

57ページをお願いします。

第10条については、職権による換価猶予の手続きについて定めたもので、分割納付の方法や必要書類等については、徴収猶予の規定を準用しています。

58ページをお願いします。

第11条については、今回新設された申請による換価猶予の手続きについて定めたもので、分割納付の方法などは徴収猶予の規定を準用するとともに、事業の継続や生活維持が困難となる事情の詳細等、申請書に記載する事項を定めたものです。

59ページをお願いします。

第12条は、徴収猶予及び換価猶予する場合の担保提供について、担保を徴する必要がない場合を規定したもので、猶予する金額が100万円以下、猶予期間が三月以内の場合は、担保の提供を要しないとしています。

第13条から第17条までは、削除としています。

第18条及び60ページの第23条については、文言の整理です。

60ページをお願いします。

第56条については、関係する独立行政法人の名称を変更するものです。

なお、今回の改正は、平成28年4月1日から施行するものです。

続きまして、議案第43号、旭市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

今回の改正は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び地方税の一部改正する法律が平成28年1月1日より施行されることに伴い、旭市税条例の一部を改正する必要性が生じたので、平成27年12月25日に旭市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例を専決処分したものです。

主な改正点としましては、マイナンバー制の施行に伴い、個人番号及び法人番号の取り扱いを改正するものです。

それでは、新旧対照表96ページをお開きください。

第2条第3号中及び第4号中の納付書及び納入書に行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定する法人番号を削除するものです。

次に、第36条の2第8項中、次のページ97ページの第63条の2第1項第1号、89条第2項第2号中、139条の3第2項第1号中及び第149条第1号中に、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律に規定する法人番号を加えるものです。

96ページの下段になりますけれども、51条第2項第1号は納税義務者の氏名及び住所または居所に改め、個人番号の規定を除くものです。

以上で議案第31号、議案第43号の補足説明を終わります。

○議長（平野忠作） 税務課長の補足説明は終わりました。

議案第32号、議案第33号について、子育て支援課長、登壇してください。

（子育て支援課長 大矢 淳 登壇）

○子育て支援課長（大矢 淳） 議案第32号、旭市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

旭市江ヶ崎1098番地に設置されている江ヶ崎児童遊園及び旭市上永井1099番地に設置されている上永井児童遊園について、利用児童数の減少と遊具の老朽化に加え、地元区からの要望もあることから、今年度末をもって廃止するものです。

以上で、議案第32号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第33号、旭市出産祝金支給条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本改正は、少子化対策の一環として、出産祝金の支給対象を拡大するために行うものでございます。

新旧対照表の63ページをお開きください。

第2条第1項第2号の改正は受給資格について、第2子を出産し、養育する父母を新たに加えるものです。

第3条の改正については、新たに対象とした第2子のお祝い金を10万円とするものです。

なお、附則ですが、この改正条例は、平成28年4月1日から施行し、同日以後の出生について適用するものでございます。

以上で、議案第33号の補足説明を終わります。

○議長（平野忠作） 子育て支援課長の補足説明は終わりました。

議案第34号、議案第35号について、高齢者福祉課長、登壇してください。

（高齢者福祉課長 宮内 隆 登壇）

○高齢者福祉課長（宮内 隆） 議案第34号、旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

新旧対照表の64ページをお願いいたします。

第2条の改正は、介護認定審査会委員の定数を20人から25人に増員するものであります。これは高齢者の増加に伴い、要介護認定申請件数も増加しているため、審査会を4合議体から1合議体増やし、それぞれ5人ずつの委員に審査をお願いするものであります。

第10条第2項第1号と次ページの第11条第2項第1号の改正は、行政手続きにおける特定

の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、各申請書の書式にそれぞれ個人番号を記載する旨、欄を追加するものであります。

続きまして、64ページの下段の第11条第2項の改正は、介護保険料減免の申請期限を納期限前7日から納期限日、特別徴収については、支払いに係る月の前々月の15日から支払日に延長し、申請者の利便性の向上を図るものであります。

施行日は平成28年4月1日となります。

以上で、議案第34号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第35号、旭市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本議案は、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の厚生労働省令の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

新旧対照表の66ページをお願いいたします。

第78条第1項は、指定認知症対応型通所介護事業所に、地域との連携や運営の透明性を確保するため、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員等で構成される運営推進会議の設置を義務付けるものであります。

同条第2項は、運営推進会議に関する記録を作成し、公表を義務付ける者であります。

67ページに移りまして、同条第5項は通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者以外の者に対しても、サービスの提供を促す条文を加えるものであります。

施行日は平成28年4月1日となります。

以上で議案第35号の補足説明を終わります。

○議長（平野忠作） 高齢者福祉課長の補足説明は終わりました。

議案第36号、議案第47号、議案第48号について、市民生活課長、登壇してください。

（市民生活課長 大木廣巳 登壇）

○市民生活課長（大木廣巳） それでは、議案第36号、議案第47号及び議案第48号の3議案について補足説明を申し上げます。

まず最初に、議案第36号、旭市交通安全対策会議条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

新旧対照表の68ページをご覧ください。

本条例は事務事業の見直しにより、委員の定数及び任期、また、委嘱、任命する者について所要の改正を行うものです。

改正点は、第3条第5項について、各号での委員数の人数指定から委員の定数を12人以内と改め、併せて各号について修正を行い、また、第7項において委員の任期を2年と定め、併せて補欠委員の任期を前任者の残任期間とするものです。

この条例の施行は、平成28年4月1日からとなります。

続きまして、議案第47号及び議案第48号について、補足説明を申し上げます。

こちらは、議案第47号及び議案第48号をご覧ください。議案の最後になります。

両議案は、人権擁護委員候補者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものです。

本市の人権擁護委員の定数10名のうち2名が平成28年6月30日に任期満了となるため、後任の委員候補者を法務大臣に推薦するに当たり、議会の同意を求めるものです。

議案第47号で推薦したい方は、旭市中谷里850番地2にお住まいの林若枝氏、昭和26年12月20日生まれの方です。

林若枝氏は、永年にわたり市職員として、市行政に携わり、地域住民の視点に立ち、住民福祉の向上に努めてこられ、人権問題について豊富な知識と経験があります。また、平成25年7月から人権擁護委員として積極的に活動されており、引き続き推薦するものです。

続きまして、議案第48号で推薦したい方は、旭市三川5289番地10にお住まいの多田恭子氏、昭和34年12月10日生まれの方です。

多田恭子氏は、永年にわたり中学校の教員として子どもたちの教育に当たられており、いじめ問題など子どもの人権問題について豊富な知識と経験をお持ちで、人権擁護委員として適任ですので、新たに推薦するものです。

また、お二人とも人権擁護委員法第7条第1項の規定による委員資格の欠格条項につきましても、該当する事項はありません。

なお、委員の任期は、平成28年7月1日から平成31年6月30日までの3年間となります。

以上で、議案第36号、議案第47号及び議案第48号の補足説明を終わります。

○議長（平野忠作） 市民生活課長の補足説明は終わりました。

議案第37号について、環境課長、登壇してください。

（環境課長 浪川 昭 登壇）

○環境課長（浪川 昭） 議案第37号、旭市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本案は、千葉県や他の市町村でも問題になり始めております改良土や再生土について、本

条例での位置づけを明確に示すとともに、新たな規定を加え、埋立て事業の適正化を図るよう、所要の改正を行うものであります。

それでは、新旧対照表の69ページをお願いいたします。

第2条第1号の改正は、土地の埋立て、盛土及び堆積行為を行う場合において、廃棄物以外の全てのものを本条例の対象となるように、土砂等の定義について改正するものであります。

第3条第4項は、小規模埋立て等に使用する土砂等を運搬する場合に、採取場所の異なる土砂等がそれぞれ混じり合わないよう、事業者が必要な措置を講ずるよう、また、第5項は改正後の第4条第2項により、市長が地質検査を行うときの協力を追加するものであります。

次に、70ページをお願いいたします。

第4条第2項は、小規模埋立て等に使用された土砂等が汚染、または汚染されるおそれがある場合に、市長が直接地質検査をできるように、規定を追加するものであります。

第5条第2号の改正は、小規模埋立て等の許可の除外について、条文を整備するものであります。

続きまして、71ページをお願いいたします。

第7条第1項第3号の改正は、土砂等の採取場所を千葉県内の区域と定めるもので、追加する第5号については、改良土の禁止、第6号及び第7号は、小規模埋立て等に使用される土砂等の安全性を確保するための規定で、第8号は許可の条件の一部について、規則で定めるよう改正するものであります。

続きまして、72ページをお願いいたします。

第8条第4項は、埋立て期間の変更をする場合に、期間の上限を6か月と定める規定を追加するものであります。

第19条第1項第1号は、許可の取り消し等の規定を追加するものであります。

附則につきましては、本条例の施行日を平成28年7月1日からとするものであります。

以上で、議案第37号の補足説明を終わります。

○議長（平野忠作） 環境課長の補足説明は終わりました。

議案第38号について、体育振興課長、登壇してください。

（体育振興課長 加瀬英志 登壇）

○体育振興課長（加瀬英志） 議案第38号、旭市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の

一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

新旧対照表の73ページをお願いいたします。

旧飯岡中学校敷地内に60年前に建設された飯岡横田会館、長い間中学校の施設として有効利用されておりました。このたび旧飯岡中学校の解体に伴い、老朽化した飯岡横田会館も解体することとなり、この施設を廃止するための条例の一部を改正するもので、別表中の項目を削るものです。

以上で、議案第38号の補足説明を終わります。

○議長（平野忠作） 体育振興課長の補足説明は終わりました。

議案第39号、議案第45号について、消防長、登壇してください。

（消防長 品村順一 登壇）

○消防長（品村順一） 議案第39号、旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取り扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の施行後13年が経過し、当初、想定していなかった設備及び器具が流通してきたことから、それらへの対応を図るため、当該設備及び器具に係る離隔距離に関する規定が整備されました。これに伴いまして、火災予防条例についても機器の追加、項の統合、規定の表現の整理が行われましたことにより、旭市火災予防条例別表第3を改めるものであります。

別表第3の内容といたしましては、火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準として、その種類、能力ごとに設置する際に、安全とされる離隔距離をそれぞれに示したものでありまして、1点目といたしましては、家庭用ガスこんろの下部にガスグリドルを備えた機器及び入力が5.8キロワットである電磁誘導加熱式調理器が多く流通するようになったことを踏まえ、その安全性を検証の上、それぞれが追加されたものであります。

2点目といたしましては、日本工業規格の表記を参考に「ドロップイン式」という表現を「組込型」に改め、「電気こんろ・電気レンジ・電磁誘導加熱式調理器」の項を統合して名称については、「電気調理用機器」としたものであります。

以上で、議案第39号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第45号の和解及び損害賠償の額を定めることについて、補足説明を申し上げます。

本件につきましては、平成26年3月18日に株式会社千葉県食肉公社で発生した建物火災に

において、元ポンプから先ポンプに送水中の消防ホースが破損し、避難中の会社員が負傷した事故に関し、弁護士による交渉が成立したことから、和解及びこれに要する損害賠償額492万8,142円を支払うべく、議会の議決を求めるものでございます。

以上で、議案第45号の補足説明を終わります。

○議長（平野忠作） 消防長の補足説明は終わりました。

議案第41号について、庶務課長、登壇してください。

（庶務課長 角田和夫 登壇）

○庶務課長（角田和夫） 議案第41号、旭市学校建設基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

学校建設基金につきましては、海上中学校の建設に活用したほか、今年度、飯岡中学校の建設が完了により基金を充当し、残高がなくなるため、廃止するものであります。

附則は、本条例の施行日を定めるものであります。

以上で、議案第41号の補足説明を終わります。

○議長（平野忠作） 庶務課長の補足説明は終わりました。

議案第42号について、農業委員会事務局長、登壇してください。

（農業委員会事務局長 岩井正和 登壇）

○農業委員会事務局長（岩井正和） それでは、議案第42号、旭市農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例を廃止する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律が平成27年8月28日に成立し、同年9月4日に公布され、平成28年4月1日より施行となりました。これにより、農業委員会法も改正され、農業委員の選出方法が公選制から市町村長の任命制に変更になったため、本条例を廃止するものであります。

なお、旭市におきましては、経過措置によりまして、平成29年7月19日の任期まで、現在の委員体制となります。また新たな委員の定数を定める条例につきましては、今後整備の上、本年中に上程する予定でございます。

以上で、議案第42号、農業委員会事務局所管の補足説明を終わります。

○議長（平野忠作） 農業委員会事務局長の補足説明は終わりました。

議案第44号、議案第46号について、建設課長、登壇してください。

（建設課長 大久保孝治 登壇）

○建設課長（大久保孝治） 議案第44号、和解及び損害賠償の額を定めることについて、補足

説明を申し上げます。

本件につきましては、市道 1-050号線三川地先における蛇園南地区流末排水整備事業排水路整備工事の施工に起因する地盤変動により生じた家屋等への損害に関し、交渉が成立したことから、和解及びこれに要する損害賠償額251万2,600円を支払うべく、議会の議決を求めるものでございます。

以上で、議案第44号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第46号、市道の認定について、補足説明を申し上げます。

本件につきましては、津波避難道路の整備に伴い1路線を、農水産課所管であった秋田地先と海上地区内の東総広域農道を建設課へ所管替えするに当たり4路線を、また、鎌数地先、琴田地先、後草地先の宅地造成により市へ帰属された3路線の計8路線を市道認定するに当たり、議会の議決を求めるものであります。

以上で、議案第46号の補足説明を終わります。

○議長（平野忠作） 建設課長の補足説明は終わりました。

以上で、議案の補足説明は終わりました。

---

○議長（平野忠作） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は3月4日定刻より開会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 3時52分